

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和2年6月9日(火) 午前11時

開催場所 那珂市議会議場

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次長 横山 明子
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
政策企画課長 益子 学 政策企画課長補佐 岡本 哲也
総務部長 加藤 裕一 総務課長 飛田 良則
総務課長補佐 飛田 建 財政会長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士 税務課長 茅根 政雄
税務課長補佐 会沢 正志 市民生活部長 桧山 達男
防災課長 秋山 光広 防災課長補佐 植田 徹也
保健福祉部長 川田 俊昭 社会福祉課 平野 敦史
社会福祉課長補佐兼特別定額給付金対策室長 山田 明
こども課長 篠原 広明 こども課長補佐 住谷 孝義
介護長寿課長 藤咲富士子 介護長寿課長補佐 照沼 克美
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 鈴木 伸一
健康推進課長 加藤 裕一 健康推進課長補佐 玉川祐美子
産業部長 高橋 秀貴 農政課長 浅野 和好
農政課長補佐 綿引 勝也 商工観光課長 石井 宇史
商工観光課長補佐 秋山雄一郎 教育部長 小橋 聡子

学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒
指導室長 沼田 義博

会議に付した事件

- (1) 新型コロナウイルス対応における政務活動費、議員活動費、報酬等について
…政務活動費、議員活動費、報酬等すべて現状のままとする
- (2) 那珂核融合研究所の新增設等計画（J T-60施設の運転再開）について
…新增設等計画について了承
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・ 県内、市内の感染者について
 - ・ 市としての感染防止対策について
 - ・ 市の独自支援等について…執行部より報告あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前 11 時 00 分）

事務局長 それでは、お疲れさまでございます。

本日、新型コロナウイルス対策ということで、3密を避けるということで、全員協議会も議場のほうで開催をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、会議での発言でございますけれども、まず挙手をして、議長の許可をいただいた上で、自席で座ったままマイクの前のボタンのスイッチを入れてから、お話をいただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。

初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長 引き続きまして全員協議会を開催するに当たりまして、大変御苦労さまでございます。

日程が昨日ですか、皆さんのところにファクスで届いているかと思いますが、日程が若干前後しました。午前中に行う今回の全員協議会、ひとつ慎重なる御審議賜りますようよろしく願いをいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 それでは、この後の進行は議長のほうをお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長 開会前に御連絡いたします。

会議は公開しておりますので、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際には簡潔明瞭をお願いいたします。また、携帯電話につきましては、御配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 17 名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしています。

まず、市長から御挨拶をいただきたいと思います。

市長 議員の皆さん、大変お疲れさまでございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段の御配慮を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。特に今般の6月議会の中では、一般質問を行わないということで、議員の本分の一つである本会議場での質問を行わないという御配慮をいただきました。市の職員もその心意気を大変ありがたく思っております。これまで以上に市民福祉向上のために、そして、このコロナウイルスの危機を乗り越えるように精いっぱい頑張ってもらいますので、これからも御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

さて、本日の全員協議会におきましては、那珂核融合研究所の新增設等計画JT-60施設の運転再開について及び新型コロナウイルス感染症対策の2件につきまして御説明、そして報告をさせていただくことになっております。

慎重なる御審議のほどをお願い申し上げます、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。執行部の退室をお願いいたします。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時04分）

議長 再開いたします。

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

新型コロナウイルス対応における政務活動費、議員活動費、報酬等について、前回の全員協議会において皆さんの御意見を集約して、再度協議をすることといたしました。

事務局より、まず説明を願います。

事務局長 それでは、まず最初に、先週金曜日に配付いたしました資料につきまして御説明いたします。こちらは、6月1日の全員協議会での資料の内容でございます。

概略を御説明いたしますと、まず政務活動費についての御意見でございますが、政務活動費については必要な調査費用であるので、削減すべきではないという意見、また、議員の活動がなくなるわけではないので、減らすべきじゃない、使わなければ返還ということになるので、議会全体で一律に返還するとか、そういう部分は個人に任せて、決めなくてもいいと思うという意見。それから、同じような形で、使わなければ返還するというので、そういう対応でいいと思う。市民のためにしっかりと活動していくためには、やはり政務活動費は必要だと思うという御意見がございました。

それから、議会の活動費についてでございますが、現在の状況では視察はできない状況

であるので、予算をゼロにするというのではなく、自粛するということを申し合わせればよいと思う。議会としてどこかに行かなければならない事態になったときに予算がなければ、それが実施できなくなるという御意見がございました。新型コロナウイルスが今後いつ終息するか分からない中で、使い方を変更してオンライン会議などの経費に充てることもいいのかもしれないというような御意見もございました。それから、現在、新型コロナウイルスということで、県外などの視察などの自粛をしております、恐らくこちらから視察をするということで申し入れても、相手のほうから断られるということも想定されますので、視察研修の予算は削減してもいいのではないかと御意見もございました。新型コロナウイルスの第2波も想定されており、自粛せざるを得ない状況であるので、市民に対して議会としての意思表示といたしまして、可能な範囲で削減をしてもいいというような御意見がございました。

それから、議員報酬についてでございます。個人によつての状況が様々であるというもので、一概に賛成はできないという御意見。議会だけでなく、執行部とも話し合いを進めながら進めなければならないのではないかと御意見です。それから、市民のためにしっかり活動していくためには、報酬については必要であるというような御意見です。

最後なんですけれども、市長の報酬に対する意見ということで、前回、市長からお話を聞いた時点では削減する意向はないということでございましたが、先ほど本会議の定例会の中でお話がございましたように、市長のほうでは6月の期末手当について、市長が20%削減、副市長が10%削減、教育長が10%削減、6月の期末手当だけですね、実施するというので、最終日にその条例改正の議案を提出するというようなお話がございました。この部分については、市長の意向が変更となっております。

それから、本日お配りした資料でございますが、県内の議会の報酬等の返還状況等の調べでございます。

こちらについては、議会のほうとしては、政務活動費とか常任委員会の活動の経費を削減している場合が多くて、報酬の削減等というのは少ないというような状況でございます。

もう1枚の資料がございまして、これは茨城県内の特別職の報酬の一覧の表になっております。市長、副市長、教育長の報酬が幾らであるとか、あとは議長、副議長、議員の報酬が月額幾らであるとか、政務活動費が月額と年額で幾らであるかというのを参考に提出させていただきました。

前回、花島議員のほうから質問がございまして、この部分も明確でないと、判断の資料とならないということがございましたので、こちらを参考に提出させていただいたところでございます。

説明については、簡単ですが、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、各議員からの意見を伺いたいと思います。

小泉議員 私、前回も発言させていただきましたとおり、研修旅費等については、やはりこの

先使う見込みがないというものについては減額したほうがよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

政務活動費については、やはりしっかりと議員が活動していくという原資でもありますので、私は削るべきではないというふうに思っております。個人が使わないということで返還の意思を示すということは、それはそれで個人が判断すればよろしいんじゃないかなというふうに思います。

また、報酬等については、私はどうしても市のほうが予算が足りないということであれば、やはり議員も一定の身を切る覚悟というのが必要かなというふうには思いますが、その前に、私は議会の修繕料というのが今年度予定されているかと思えます。まずこの修繕料を見直してはどうかなというふうに思います。多分、議会の今こういったテレビ配信というようところが改修されるということになるのかなというふうには思いますが、それを1年遅らせても問題がないんじゃないかと私は思いますし、逆に現状、新型コロナウイルスのような状況になってきますと、それなりに対応できるような改修という考え方も併せて必要になるのかなというふうに思います。ここに633万7,000円、金額がありますので、これをぜひ内容を見直しながら1年先送りするというので、この分の予算を新型コロナウイルス対策に回していただくのがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それと、ちょっと報酬と政務活動費の話と外れますが、昨年度、ICTの推進というところで部会をつくりまして、議論を重ねてきて、最後、御報告させていただいたところがございます。この新型コロナウイルスの状況がございますので、取手市、守谷市等、オンラインでの委員会と質疑というものも行っております。やはり第2波、第3波に備える意味でも、議会活動をきちんと推進していくために、今後必要な対策になってくるのかなと私は思いますので、この部分、今日提案してすぐに決断を出してくれということではありませんが、ぜひともこの検討というものも進めていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、その部分も併せてぜひともお願いしたいというふうに思います。

以上です。

笹島議員 政務活動費は議員に与えられた特権であって、もう皆さん、お使いなさっている方もいると思うので、今までどおりお使いなさらなかった方は来年度、お返しなされればいいということで。あと、常任委員会の活動費ですね、議会活動費が先ほど話があったように、これももしかすると何かあって、議員活動をしなければいけない、これから新型コロナウイルスも第2波、第3波と、間違いなく襲ってきますので、それに備えるためにもそのままにしたほうが良いということで。

併せて、今度は議会報酬ですね。これは本当にどのように使うのかと。使途不明な、要するにどういうふうにするということも決まっていなくて、我々の報酬というものをいじっていいのかどうかということで、私はこれはいじるべきじゃない。なぜかという、これから本当に第2波、第3波が来る場合、いろんな市の予算も非常に大変なところにあ

れして、国も県も予算不足ということに陥って、市民の生活も大変だというときに、やはり議員として、そのときは一肌脱いで、我々の報酬、もう2分の1カットでもいいと、そのぐらいやってあれするというくらいのあると思うんで、今はもう大体終息までいかないですが、第1次で、第2次に今度は備えて、国・県も頑張っているんで、我々議会議員としては、やはりこれはいじるべきじゃないということで、3点ともいじるべきじゃないというふうな私の思いでございます。

以上です。

勝村議員 今、笹島議員も言ったように、政務活動費、これについては全員足並みをそろえるべきじゃなくて、おのおのでけじめをつければいいんじゃないかと思います。私としては、政務活動費は今年度は返上しようというふうに考えております。

また、議会活動費については、これは今後どんな状況になるかは定かではありませんが、どうしても視察研修に行かなければならない、そういうときのために、これは取っておくべきであると思います。

以上でございます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようであれば、暫時休憩をいたします。

休憩 (午前 11 時 16 分)

再開 (午前 11 時 18 分)

議長 それでは、再開をいたします。

議長 それでは、事務局長のほうから、ただいまの御意見については報告をさせたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 局長のほうからお願いをいたします。

事務局長 それでは、ただいま議員の皆様のほうで御検討、御協議をいただいた件について総括をさせていただきます。

まず、政務活動費については現状維持ということでございます。ただし、政務活動費については、使わなければその部分は返還となるということでございますので、新型コロナウイルス対策のために使わないで返還するという場合は、各議員個人個人の判断で実施していただくということでございます。よろしくお願いたします。

それから、議員の活動費についてでございますが、これは現在の状況を見ますと、県外へ移動は自粛していただきたいとか、そういうような方針も出ておりますので、基本的に視察研修については当分の間自粛するという方針でお考えをいただいて、ただ、今後必要な調査はしていかなければならないということでございますので、その分については実施しなくてはならないので、予算については現状のまま、補正もしないでそのままにしてお

くということで。ただ、使わなければその分、予算が来年度に繰越しとして予算が回りますので、そういうことで、経費削減、または必要な部分は実施していくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、議員の報酬につきましては、現状維持、そのままということで、皆さんの御意見がそのようなことでしたので、現状維持というふうなことでさせていただきます。

以上でございます。

議長 皆さんの意見を集約した件をただいま局長のほうから皆さんに御報告があったと思ひます。これでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思ひます。

大分時間が、皆さんから御意見が少なかったものですから、午前中、この件については予定をしていたんですが、大分時間が午前中残りでしたが、午後1時からじゃないと、朝のうちに御報告いたしました那珂研究所が午後1時ということでございますので、午後1時再開といたしますので、時間はありますけれども、よろしくお願ひいたします。

再開を午後1時といたします。

休憩(午前11時23分)

再開(午後1時01分)

議長 ただいまより再開をいたします。

会議事件説明のために原子力専門委員、那珂核融合研究所が出席をしております。

那珂核融合研究所の新增設等計画J T-60施設の運転再開について、執行部より説明をまず願ひたいと思ひます。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか2名の職員及び原子力専門委員2名が出席をしております。また、那珂核融合研究所職員8名が事業の説明のため出席をしております。よろしくお願ひいたします。

着座にて御説明させていただきます。

お手元の令和2年第2回定例会全員協議会資料、那珂核融合研究所の新增設計画J T-60施設の運転再開についてをお開きください。

事業の内容については、この後、事業者より御説明させていただきます。

今回、那珂核融合研究所の新增設等計画において、本市との原子力安全協定により、事前了解願ひが提出されました。これは、資料の下のほうに参考と書いてある部分に原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書抜粋を御覧ください。

協定は、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに、地域の生活環境を保全することを目的とした協定でございます。協定の第5条、新增設に対する事前了解、那珂核融合研究所は、原子力施設及びこれと密接な関係を有する施設を新設し、増設し、変更しとなっている下線部分の施設の変更に当たるため、事前に茨城県と那

珂市の了解を得て事業に着手する必要があります。

上に戻っていただきまして、1、新增設等計画の名称、J T - 60 施設の運転再開。

今回、国との調整で J T - 60 施設は法律上休止となっていることから、運転の再開に当たっては、この時期に施設の変更の手続が必要となるものです。

2、新增設等計画の目的及び概要。

目的、従来の J T - 60 施設を最大限再利用し、J T - 60 の本体部分を改修し、J T - 60 S Aとして運転を再開するものです。

概要、本施設は、J T - 60 実験棟及び J T - 60 廃棄物保管棟より構成。

このようなことから、市長が市として判断するに当たり、事前に全員協議会での御意見を願います。

この資料の説明は以上になります。

もう一つの資料については、事業者説明、質疑が終わった後に再度御説明させていただきます。

議長 ただいま執行部から説明がございました。

何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたしまして、続きまして、那珂核融合研究所より説明を願います。

那珂核融合研究所長 ありがとうございます。私、量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所の所長をしております栗原でございます。本日は、J T - 60 の施設の運転再開につきまして、御審議のお時間をお与えくださいます。ありがとうございます。この資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

着座にて御説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、お手元の J T - 60 施設の運転再開についてという資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、3 ページでございます。

この3 ページは、改めまして核融合というものの特徴につきまして記述をしたところでございます。左側の図に重水素とトリチウムが融合してヘリウムと中性子ができるといふ、こういった核融合の反応を書いておりますが、これは、将来の核融合炉の反応でございます。軽い原子核同士が融合してエネルギーを発生させるというのが核融合の原理でございます。

那珂核融合研究所の J T - 60、今回改造いたしました装置、スーパーアドバンストという略で S A というふうに呼んでございます。この J T - 60 S A では、燃料としてはトリチウムは使いません。重水素のみを使用する反応でございます。下の四角の中に反応を書かせていただきました。重水素は D というふうに記号として書きますので、D と D が反応

して、上の反応はヘリウムができ、そしてまた n というのは中性子でございます。それから、下の反応は「Hの3」というもの、これがトリチウムが反応として生成されます。そして、 p というのは陽子というものでございます。この2つの反応が起こる、こういった反応を中心に実験を行いますのが JT-60SA ということになります。

特に JT-60SA では、高圧力プラズマを綿密な制御で維持するという、こういった制御ですけれども、基本的には核融合反応というのはスイッチを切ってしまうと止まりますので、極めて安全性が高いと、反応がすぐ止まるという、そういった特徴がございます。

続きまして、次の4ページでございます。

これは、長期的な核融合の実用化への道を描いた図でございます。我々目指しますのは、核融合によります発電施設でございます。これを我々原型炉というふうに呼んでございまして、この4ページの図の右側に描かせていただいております。

ここで発電をする前の段階が現在の段階でございまして、中央付近に実験炉というふうを書いてございます。この実験炉と言いますのは、今、フランスのほうで造っております国際熱核融合実験炉 ITER という、ここでは持続的な核融合燃焼の実証をする予定で、50万キロワット相当の核融合出力がございますが、これを現在、南フランスのほうで日本も参加して、国際協力で造っているところでございます。

一方、これだけで原型炉が実現できるかということ、そういったことではございません。どうしてかと申しますと、非常にこの装置、巨大でございまして、核融合原型炉が非常に巨大な装置になってしまいますと、経済性にも、また実際そういったものが造れるかというふうな、そういった問題も発生いたします。したがって、コンパクトな核融合炉を実現するためには、この ITER という装置だけでは駄目でございます。これを支援する JT-60SA、那珂核融合研究所での研究活動が必要不可欠というふうになるわけでございます。

この2つの計画、JT-60SA と、そして ITER というものが合わさりますと、早期に核融合原型炉、今世紀半ばを目指しているところでございますが、それを実現しようというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページでございます。

JT-60、これはプラズマ発生装置という分類になりますが、これは過去に遡りまして、1985年に運転を開始いたしまして、そして1997年には世界最高のエネルギー増倍率、これは今でも破られてございません。世界最高の記録を保持しているところでございます。

その後、2008年に一旦実験を完遂いたしまして、そしてその後、実験炉の計画と並行して進める日本とヨーロッパとの計画が立ち上がりました。その四角の中に書いてございすようにサテライトトカマク計画という中で、これが JT-60SA のことでございますけれども、これを日欧協力で進めるということになりまして、2008年以降、まず前の装置を解体、そして新しい装置を組み立てているという状況でございます。

6 ページのほうを御覧ください。

こちらのほうで J T-60 S A の目標を書かせていただきました。J T-60、元の装置から大きく改造してございますのは、この超伝導という部分でございます。超伝導にすることによりまして、長い時間実験ができるということでございます。この装置を使うことによりましてどんな特徴があるかというのがその紙の中ほどに書かせていただきました。本体、それから加熱装置、コイル電源等は日欧で分担して製作をするというところでございます。一方、既存の建屋であるとか、あるいはユーティリティー等につきましてはできる限り再利用するというところで造っているところでございます。左側と右側に新旧の装置が書かれてございますけれども、この右側の装置に書かれておりますように、各種旗、日本とヨーロッパの旗がございますけれども、それぞれ分担をして製作をして、組み立ててきたというところでございます。

7 ページでございます。

これは、7 ページはそれぞれの主要なパラメーターですので、細かくは申し述べません。一番重要なポイントは、一番下のところの赤字の部分でございます。新しい装置、J T-60 S A では、プラズマの生成時間を超伝導化することによりまして、従来の 10 秒だったものが 100 秒まで伸長することによって、将来発電では定常を目指しますので、その定常に向かった実験が初めてできるということがポイントでございます。そのための研究開発に非常に大きく貢献する。また、世界では I T E R に次ぐ大きさのプラズマになりますので、ここも I T E R に次ぐ世界の拠点というふうに言うことが言えるかと思えます。

続きまして 8 ページでございます。

これがこれまでの J T-60 の実験完遂から、そして J T-60 S A の組立て、そして現在までの年表でございます。この過去のところにつきましては省略をいたしまして、現在、令和 2 年 3 月に組立てを完了いたしました。令和 2 年 4 月、本年 4 月より統合試験を現在開始しているところございまして、早ければ 9 月ということ想定しておりましたが、軽水素によりまずファーストプラズマを着火し、そして、統合試験を行いまして、今後運転していくと、まさに実験運転をしていくということを考えているところでございます。

これまで長期休止中でありましたので、その装置を再度稼働させるということで、放射性同位元素等規制法の変更許可及び茨城県原子力安全協定における新增設計画ということで、今回この事前の審議をいただいているところでございます。

この年表の右の令和 2 年のところを御覧いただきますと、そこの中ほどに F P と、ファーストプラズマ、最初のプラズマを着火させるというのが今年度中には達成するという予定でいるところでございます。

続きまして、9 ページでございます。

今回、J T-60 の施設の中で、この定義といたしまして、J T-60 施設と申しますのは、J T-60 の実験棟及び J T-60 廃棄物保管棟ということより構成されますものでござい

ます。その J T-60 実験棟には、J T-60 装置本体が格納されてございます。そこで実験を行う、核融合の実験を行っていくということになるわけでございます。

下に図がございまして、この赤く少し染めてある部分でございます、1 番と 7 番という施設、これが今回の対象となります施設でございます。

続きまして、10 ページから、少し細かいこととなりますが、恐縮ですが安全対策について書かせていただきました。少しこの部分につきましては細かすぎる部分がございますので、重要なポイントだけに絞ってお話をさせていただきます。

まず、重水素運転で発生します放射線、あるいは放射性同位元素につきましては、この 10 ページの図の右側に書かせていただきました。(1)、(2)、(3)でございます。重水素の核融合反応、(2)が重水素とトリチウム、(1)の反応で出てまいりました、僅かですけれども、トリチウムが出てまいります。そのトリチウムと重水素が反応して、そしてそこで発生する中性子というものが、またこれも出てまいります。それから、(3)これが空気の放射化から出てまいりました中性子が建屋の中にあります気体のアルゴン、それから窒素というものを放射化をさせるというものでございます。こういったものがいわゆる放射性同位元素の発生のパターンでございます。

これらに対しまして安全対策 3 つ取ってございます。これが全てでございます。

1 つは遮蔽でございます。これは建物で十分なコンクリート、あるいはポリエチレンによりまして、中性子線及びガンマ線を遮蔽するということでございます。それから、排気、これは出てまいりました気体につきまして、しっかりこのフィルターを介し、モニターした上で廃棄をするということでございます。そして排水、これはトリチウム等でございますけれども、これも排水につきましては貯留タンクに貯留して、法令値、あるいは放出の管理目標値以下であることを確認して放出するというものでございます。

これらにつきましては、これまで J T-60 の実績もございまして、基本的に構成につきましては変わるものではございません。

11 ページが今度は一般安全でございます。

一般安全、これも各種ございまして、その図の 11 ページでいきますと、左側の上のほうからいきますと、地震対策でございます。これは、地震計を持ってございまして、大きな地震がまいりますと、すぐに装置が止まるというようなインターロックといいますか、いわゆる保護機能が働くわけでございます。

それから、2) 爆発対策、これは、重水素というのは水素の一種でございますので、爆発の可能性がございます。したがって、その爆発というものは、漏れたことによって起こりますので、漏れをきちっと検知するというところでございます。検知をいたしましたら、すぐに止めるということでございます。

それから、3) 停電対策でございます。これは、商用電源を使ってございまして、もし電気が止まった場合でも、電気を使って安全系が動いている部分がございます。した

がいて、電気が止まりますと、すぐに非常用の電源に切り替わりまして、そして電気を無停電で供給するというところでございます。

12 ページにまいります。

火災対策でございます。これは、従来からのものがそのまま流用してございますが、もちろん一部老朽化した部分につきましては、更新をして新しくしてございます。主にガスを使った消火設備、それから水を使って大丈夫なところはもちろん水を使った消火設備、両方が準備してございますが、特に本体室の部分につきましては、電気機器でございますので、水をかけることで逆に被害が広がる可能性がございますので、これはガスを使ったハロン消火設備というものを完備してございます。

13 ページでございます。

誤操作防止対策。これは、各種、人が誤って何かした場合にすぐに停止をするという機能でございます。

それから、6) 漏水、これは水が漏れたり、あるいは排水が漏れてしまったりということがないようにしっかり堰を設けて、そしてまたそれを検知したらすぐに止めるといったようなことでございます。

それから、7) 自然現象、これは津波等でございますけれども、これにつきましては過去の例、あるいは那珂核融合研究所の標高を考えまして、基本的にはこの可能性はほとんどないということでございます。

そして、14 ページになります。

一般安全の最後になりますが、放射線管理でございます。これは、エリアモニター、排気モニター、環境モニターということを基本的に設置してございます。これらを使うことによりまして、異常時にはすぐに検出ができるというような機構になってございます。

続きまして、15 ページにまいります。

15 ページからは、今度は放射性同位元素等規制法等に基づく評価項目でございます。これは非常に、計算であるとか、あるいは評価であるとかといったことをやってございますけれども、この本件につきましては、那珂市の原子力専門委員会のほうで5月21日にヒアリングを受けてございまして、そこで一旦御審議をいただいておりますけれども、この15ページの図でいきますと、左側に線量というところがございます。ここに法令値、あるいは規制値というものが書かれてございますけれども、これが放射性同位元素等規制法、あるいは茨城県の原子力安全協定及び内規等に基づきます、こういった評価といたしますか、線量の上限值でございます。これらを十分下回るということを確認してございます。那珂市の原子力専門委員会による御審議におきましても、この部分につきましても御審議をいただいております。

16 ページ以降は、その一つ一つの案件につきまして計算をした結果であるとか、あるいは具体的な数値につきまして計算、あるいはこれまでの実績に基づく推定値を書かせてい

ただいてございます。それが 16 ページ、17 ページ、18 ページ、それから 19 ページ、そして 20 ページというところでございます。

21 ページからは廃棄物関係でございますけれども、これにつきましてもこれまでの発生量等につきましても、これもこれまでの規定どおりのものでございます。

特にちょっと一言、これは言葉がもしかしますと誤解を招く可能性がありますので、一言申し述べたいと思いますが、22 ページでございます。

核燃料物質というところがございます。核燃料というと、何か非常に心配を言葉的には感じるとは思います。ということで、これにつきまして少し御説明をさせていただきます。

那珂核融合研究所では、核燃料物質を一部、極めて少量ですけれども、使っております。それは、濃縮ウランと劣化ウランという 2 種類のウランでございまして、それぞれ 2 グラム、あるいは 4 グラムという極めて微量なものでございます。しかもこれは完全に密封状態で使用しております。目的は何かと申しますと、こういったウランは出てきた中性子を計測するために非常に感度がいいということがございまして、中性子計測用のセンサーとして使っております。したがって、いかなる状況においても、臨界であるとか、核燃料に伴う様々な危険性というものが発生する可能性のない物量であるということをここで改めて申し述べたいと思っているところでございます。

それから、22 ページの後半から 23 ページにつきましても、放射性同位元素の貯蔵量につきましても記述でございますが、これもこれまでの届出の範囲でございます。

ということで、24 ページ、最後にまとめというページがございますが、その一番下でございます。以上、これまでの我々やってまいりました様々な検討、そして、今回の各種御議論を通じまして、2008 年、JT-60 は止まっておりますけれども、その後、JT-60 と同様に放射線安全、周辺公衆線量及び排気中の濃度等及び施設安全、地震、火災及び自然現象等が十分に担保されておまして、放射性同位元素等規制法や茨城県原子力安全協定を遵守し、安全であることを我々の立場では一応確認をしたということをこの資料をもちまして御報告をさせていただきたいと思っております。

御審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 ただいま栗原所長から説明がございました。

何か確認したいことがございましたらお願いいたします。

笹島議員 今年の 3 月ですか、完成して試運転を行って、まとめに書いてありますけれども、令和 5 年に開始するということですがけれども、今は核融合、中性子発生しないでやるということ。今度、中性子を出してやるということになると、私もちょっと素人なんで、分からないんですけども、結構、中性子というのは高速ですよ、高速にストレートに行って、あらゆる遮断できるものなんですか。そこをちょっと。

那珂核融合研究所長 御質問ありがとうございます。

中性子につきましては、先ほどの資料でいきますと 10 ページの資料を御覧いただきますと、そこに建物の図が出てございます。建物は、この壁厚は約 2 メートルのコンクリートでございます、中性子といいますのは、主に軽いもので止まってしまうという特徴がございます、特にコンクリート、あるいは水分、そういったもので止まるという特徴がございます。したがって、非常に速い中性子が出てまいりますが、その周りの建物の壁、2 メートルの壁、あるいは天井部分はポリエチレンも付加されてございます。こういった中で、完全に中性子は止まってしまうということでございます。

万々が一、外に出たときがあることを心配し、14 ページのところにはエリアモニターが設置されてございます。その下の部分でございますね、中央下部分でございますが、この部分でヘリウム 3 の比例計数管でございますが、これが中性子を測るセンサーでございますが、過去にこれは J T - 60 から発生した中性子でこれが反応したということは、過去に一度もございません、という実績もございますので、基本的には建物の中に完全に閉じ籠もっているというところがございます。

以上でございます。

笹島議員 話はちょっとそれますけれども、ITER というのは、今、南フランスかな、スペインかな、ちょっとごめんなさい。やっておりますね、共同で五、六か国でね。それは実験だったと思うんですね、あまりに大きすぎますよね。那珂核融合研究所でやっているのは実用化に向けてということですよ。そうすると、これはいろんな今、エネルギーミックスと言われている時代に、次世代のエネルギーとしていつ頃本当に実用化になるのか。もしそのあれば、那珂市も脚光を浴びると思うんですけれどもね。そういうプランニングというのはまとまっているんですか。

那珂核融合研究所長 ありがとうございます。

核融合の実用化への道でございますが、4 ページの図を御覧いただきますと幸いです。

原型炉というところで初めての発電を想定してございます。ここに ITER という装置、非常に巨大な装置でございますが、ここで 50 万キロワットというのが確認できて、そして、J T - 60 S A でもっとコンパクトにするためのプラズマの圧力を上げるという実験を行うことによりまして、この結果として、原型炉がさほど大きくならないような、そういったもので実現するというのを想定してございます。

その時期でございますけれども、今の計画ですと、2035 年に、ITER のほうの計画では重水素、3 重水素のいわゆる本格的な核融合燃焼を想定してございます。そのあたりで原型炉へ移行するかどうかという判断を、これは日本政府、国が行うという今ロードマップになってございます。もしそこで原型炉を造ろうということになりますと、そこから建設が開始されますと、建設約 10 年というふうに考えますと、2045 年というところが原型炉の完成という、早くてそのあたりということを思いますと、2045 年以降に核融合のエネルギーが御家庭に届けることができるという最短のシナリオができると思っているところ

でございます。

以上でございます。

富山議員 廃棄物保管棟、これ運転再開することによって、どのような廃棄物が出て、どれぐらい保管されるのか。

那珂核融合研究所長 ありがとうございます。

廃棄物保管棟、9ページのところに廃棄物保管棟の場所の地図がございます。廃棄物保管棟の貯蔵量は、今、ドラム缶換算で1,830トンの容量がございますが、これは非常に上限でございまして、今まだ全然大きな余裕があるところでございます。

23ページにこの廃棄物保管棟の中の貯蔵容器の図がございますが、こちらのほうにあるような形で保管をいたします。この多く出ているものは何かと申しますと、例えば扱ったときのいわゆるウエスというんでしょうか、ああいったものであるとか、あるいはそのとき、その切ったときに出てきた材料のものであるとかそういったもの、金属材料も含めまして、このドラム缶に入れて保管をする。あるいは、先ほど放射性物質が外に大気を放出するときにフィルターを使ってございます。非常に細かいフィルターにつきましても、この放射性物質を含んでおりますので、この中できちっと管理をするということでございますが、この量につきましては、毎年、原子力安全協定上の報告義務がございますので、毎年これだけの量が増えましたという御報告はしているところでございますけれども、今後、当分の間ですね、全くそれがこの廃棄物保管棟の容量を超える可能性というのは、当面は全くございません。

以上でございます。

花島議員 いくつかお伺いしたいと思います。

まずですが、基本的なことで、このプラズマ実験装置は何段階かの運転区間に分かれていると思います。今回承認に関係しているのはどこまでなんでしょうか。つまり具体的には、重水素運転が入った全体を言っているのか、それとも軽水素段階なのか、その辺をお伺いしたい。

那珂核融合研究所長 ありがとうございます。

17ページを御覧いただきますと幸いです。

17ページの中ほどというんでしょうか、実験運転1、それから実験運転2という時間を書かせていただきました。軽水素の場合ですと、ほとんど核融合中性子は発生いたしませんので、当分は出ないわけですが、令和5年度以降に重水素を投入いたしまして、ここから中性子が発生をするわけでございます。

今回の許可の数値は、この令和5年度からのその次の段階までの間、すなわち前回、JT-60が止まったときと同じ数値、この表でいきますと、一番左側にJT-60という欄がございますが、このときの数値と全く同じでございまして、これが令和5年度から例えば令和8年度以降と書いてありますが、その次の段階までの間、この黄色の部分の数値とい

うので今回許可をいただくということで申請をさせていただきます。

以上でございます。

花島議員 確認ですけれども、までというのは、何かこだわりですけれども、未満ですよ、要するに以前、それより前のことで。つまりここで黄色いところとおっしゃいましたが、それで黄色いところということを確認してよろしいですか。

那珂核融合研究所長 今から、そういう意味では、今回の申請から次の申請するまでということですが、その数値がこの黄色の部分でございます。

花島議員 ちょっとよく分からないんですが、8ページの表で赤い枠のところ、右下、プラズマ発生装置、運転再開、重水素運転、核融合中性子発生なしと書いてあるんですが、これも、これと、その後のいろんなどという放射線が出るかという話が若干矛盾しているように思うんですが、これは量的な問題ですか。

那珂核融合研究所長 ちょっとこの図の描き方が大変、議員御指摘のとおり、ちょっとこれは描き方が問題がございます。基本的には、この令和5年のところの説明として、いわゆる発生するのは、プラズマ発生装置として運転再開というところだけでございまして、重水素運転です。それで、核融合中性子発生なしというのは、これちょっと、今お手元の資料はそれが「あり」になっています。それは……

(「赤四角のところですよ」と呼ぶ声あり)

那珂核融合研究所長 すみません、ちょっとそれはですね、それが上の黄色い部分のところのコピーをしたときに「なし」が残っていたために、今の資料では「あり」に直っている予定だったんですが、すみません、ちょっともしかすると我々の不手際があった可能性がございます。ちょっと御確認をお願いしたいと思います。すみません。

花島議員 分かりました、間違いということで。手元も直しておきます。

もう一つお伺いしたいのは、核融合実験装置の本体の中で中性子がある程度発生するわけですね。それで、その後、装置本体の中で放射化があると思うんです。その見積りとか、それはこの資料のどこを見たらよろしいんでしょう。

那珂核融合研究所長 放射化の今、御質問だと思うんですが、放射化したものの物量につきましても、基本的にはほとんどは真空容器そのものの構造物になってまいりますので、廃止の段階で最終的には確定をいたしますので、そういう意味では、今回の資料の中では、廃止措置までは実は入っていないというところがございます、今回の資料の中に本体部分の放射化物の物量というのは、それは今は入ってございません。

ただ、もちろん本体部分の周辺、いわゆる主に真空容器でございますけれども、その部分が放射化をいたします。

花島議員 今、この中になんかということ、多分それでも評価はしていると思うんですね。何かの機会にぜひ、このぐらい発生するだろうという推定値、評価値を頂けたらなと思います。

以上、私の質問は終わりです。

那珂核融合研究所長　そういう意味では、放射化したことによって、いわゆる現場の状態というんでしょうか。例えば放射化によってどのくらいバックグラウンドが上がっているかといったような計算は既に、その数値はございます。物量につきましては、ちょっと実は全ては、いろんなものをつけたり外したり、つけたり外したりございますので、物量につきましてはちょっと確定はしないという状況があるんですけども、その現場の状況は大体このくらいだと、例えば何マイクロシーベルト・パー・アワーに上がりますといったような放射化レベルは計算していますので、それをお示しすることはできると思います。

議長　ほかにありますか。

(なし)

議長　ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午後 1 時 38 分）

再開（午後 1 時 39 分）

議長　再開をいたします。

続いて、執行部より、運転再開における市の回答について説明を願います。

防災課長　お手元の全員協議会資料、那珂核融合研究所における J T - 60 施設の運転再開について（回答）をお開きください。

市としまして、今回の那珂核融合研究所の施設の運転再開についての事前了解願は、以下の理由から了解したいと考えております。

了解するに当たって、令和 2 年 5 月 21 日に原子力専門委員会を開催し、事業者から説明を受け、協議いただきました。その結果、了解に当たっては、関係法令及び原子力施設周辺の安全確保、環境保全に関する協定を遵守することとともに、放射線対策や自然災害などへの対策など、安全対策に十分考慮していることを確認できたということから、特に問題がない御意見をいただきました。また、徹底した安全管理などの附帯意見も、資料のほうの 1 から 4 もいただきました。

市といたしましては、資料の回答内容を全員協議会での了承を得た上で事業者に回答したいと考えておりますので、御審議よろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

議長　ただいま説明がございました。

何か聞きたいことございますか。

(なし)

議長　なければ、質疑を終結いたします。

この件につきましては、執行部から説明があったように、原子力安全協定第 5 条に基づく事前了解事項となっております。執行部では、議会の了承を得た後、那珂核融合研究所

に報告したいとのことでございます。

新增設等計画について、了承することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしと認めます。

了承することに決定をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩(午後1時42分)

再開(午後1時44分)

議長 再開をいたします。

ここで、議事に入る前に、執行部よりこの後議題となります新型コロナウイルス感染症対策について、差し替えの申出がありましたので、これを許します。

総務部長 大変申し訳ございません。全員協議会資料の一部に誤りがありましたので、差し替えをお願いいたします。

差し替えをお願いする資料につきましては、皆様のテーブルの上にマル正のスタンプを押したものを御提示させていただいております。差し替えの資料につきましては、全員協議会、那珂市における新型コロナ感染症対策についての1ページと2ページ目の県内・市内の感染者の現状についてになります。

訂正の理由でございますが、県内の新型コロナウイルス感染症の陽性者の状況の数値を提示するものでございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策について、初めに県内・市内の感染者の状況について、執行部より説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

県内・市内の感染者の状況について御説明いたします。

まず、県内の状況でございます。

3月17日に1例目の新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、5月4日に168例目の患者が確認されました。5月4日以降、新規感染者は確認されておられません。

市町村別の感染者数を見ますと、県南地区の市町村の感染者が多い状況です。また、医療機関、老健施設、障害福祉事業所等でクラスターが発生しております。陽性者のうち、クラスター関係者が陽性者総数の3分の1を占めております。

それから、6月7日現在でございますが、県内の新型コロナウイルス感染症の陽性者の状況でございます。療養中が3人、退院・退所が150人、死亡が10人、その他が5人となっております。

2 ページ目を御覧ください。

大変見づらくて申し訳ありません。黒い棒線が療養中の人数でございます。療養中の人数が最も多かったのが4月28日頃でございます。それ以降減少しております。

このような状況下、県では国とは別に独自の茨城版コロナNext対策指針を発表したところでございます。5月7日から感染爆発、医療崩壊のリスクが高い状態とするステージ4といたしました。その後、約1週間、陽性者数等が抑制できているとしまして、5月18日からステージ3に緩和しました。その後、県内医療供給体制、県内、都内の感染状況から、1週間後の5月25日、ステージ2へ緩和されました。さらに2週間程度、新たな陽性者等も出ず、抑制できていることから、昨日、6月8日からステージ1とし、社会経済活動再開に向け、段階的に緩和されてきたところでございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。

市内の状況でございます。

那珂市内では、4月15日に新型コロナウイルス感染症の患者が確認されましたが、その家庭内での感染のみでほかに感染者は確認されておりません。1例目は70歳代男性で、4月15日に陽性が判明、5月12日に退院しております。2例目は1例目の妻で70歳代女性、同じく4月15日に検査し陽性が判明、5月12日退院しております。3例目は、1例目、2例目の長男で、40歳代男性、地方公務員。4月16日に検査し陽性が判明、5月22日に退院しております。4例目は、1例目、2例目の孫で10歳代女性、4月16日検査を実施、陽性が判明、5月18日に退院しております。5例目は、同じく1例目、2例目の孫で10歳代女性、高校生、4月16日に検査を実施、陽性が判明、5月17日に退院しております。

ひたちなか保健所では感染経路を追っていたところでございましたが、特定はされておりません。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、この件については終了といたします。

続きまして、市としての感染防止対策について、執行部より説明を願います。

健康推進課長 健康推進課です。

資料4 ページを御覧ください。

那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について御説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の第3条にあります新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市町村は市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとあり、また、那珂市の新型インフルエンザ等対策行動計画に、市は、国が茨城県に対して緊急事態宣言を行ったときは、直ちに市対策本部を

設置するとあります。

それらに基づき、本部長を市長、副本部長を副市長、教育長、本部員を総務部長をはじめとした各部長に、事務局を健康推進課として対策本部を設置いたしました。

対策本部会議につきましては、2月26日に第1回目の会議を開催し、以降、昨日まで19回開催しております。

開催内容は、資料の4ページから8ページのとおりでございます。

また、昨日の第19回の会議につきましては、報告書が資料に掲載することができませんでしたので、今お配りしておるところでございます。

また、各対策本部会議の報告書につきましては、その都度、全議員にファクスで送付をさせていただいております。

説明は以上です。

総務課長 総務課長の飛田でございます。ほか1名の職員が出席をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、9ページをお開き願います。

新たな組織、チームの設置及び職員の勤務体制について、総務課で対応したものとにつきまして御説明をさせていただきます。

1、特別定額給付金対策室を設置いたしました。

特別定額給付金事業について、市民に対して迅速かつ確実にスムーズに給付ができるよう、5月1日から社会福祉課内に臨時的に特別定額給付金対策室を設置いたしました。設置場所につきましては、中央公民館大会議室でございます。人員については、室長を含め6人体制でございます。

こちらにつきましては、生活支援のため1人当たり10万円を給付するものでございます。事務費につきましては、社会福祉課で計上しております。

続きまして、2番でございます。

新型コロナウイルス感染症対策チームを設置いたしました。長期化する感染症対策強化のため、役割や担当を明確にし、迅速に対応できるように、5月1日から新型コロナウイルス感染症対策チームを設置いたしました。

続きまして、3番でございます。

飛沫防止ビニールの設置についてでございます。

市役所業務の継続維持及び職員の感染防止のため、本庁舎及び図書館などの窓口に4月16日から飛沫防止ビニールを設置いたしました。設置個数につきましては、全部で82個でございます。

続きまして、4番でございます。

職員の振替勤務の導入についてでございます。

こちらも市役所の業務の継続維持及び職員の感染防止ということで、職員同士の接触を

少しでも減らすということで、4月27日から5月31日まで振替勤務のほうを実施いたしました。具体的には、平日を1日休みにし、土日どちらかを出勤するというものでございます。窓口につきましては、導入が大変難しいという部分もございましたけれども、全体的には2割から3割、職員の接触を減らすことができたというふうに考えてございます。

続きまして、5番でございます。

木曜窓口時間延長及び日曜開庁の休止についてでございます。

市役所業務の継続維持及び職員の感染防止のために、4月30日から木曜窓口の時間延長及び日曜開庁を休止いたしました。緊急事態宣言が解除されたこともありまして、木曜窓口時間延長につきましては6月4日から、日曜開庁は6月7日から、通常どおり再開しております。

続きまして、6番でございます。

全庁的な応援体制についてでございます。

市としまして、配布マスクの封入作業、次亜塩素酸水の配布、あるいは特別定額給付金の入力作業について、作業に応じ各部から数名の協力を得まして、作業が迅速にかつスムーズに行われるように総務課としましては応援体制を整えるなどの対応をいたしました。

総務課としては以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

健康推進課長 続きまして、健康推進課です。

資料10ページを御覧ください。

市民への周知啓発及び関係機関との連携等について御説明いたします。

1、新型コロナウイルス感染症に関する周知啓発及び健康相談につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する情報をチラシ、広報、ホームページ等により、随時市民の方に対し周知を行っております。

また、新型コロナウイルス感染拡大による市民の健康に関する不安等の相談に対応しております。

2、市役所関係施設の感染症対策の実施について。

市役所機能の維持及び職員の感染防止のため、アルコール消毒液の設置や窓口カウンター等の環境整備、消毒方法の徹底、マスクの着用、特に窓口対応者等、情報提供しながら各部署における感染防止対策を実施しております。

3、感染防止対策に関する巡回指導の実施について。

3月中旬から4月上旬におきまして、市内学童保育所、保育所、幼稚園等27か所に対し、保健師による各施設における感染防止のための環境整備及び体調管理等について巡回指導を実施しました。

4、ひたちなか保健所への保健師応援派遣。

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大により、保健所の帰国者・接触者相談センター業務が多忙を極める中、保健師の応援派遣要請を受け、ひたちなか保健所に保健師を派遣

し、帰国者・接触者相談センターにおける電話相談の業務に当たりました。

5、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制整備への支援について。

ひたちなか保健所と那珂医師会において検討が進められておりました地域における医療体制の整備について、那珂医師会において新型コロナウイルス感染拡大における市民の感染への不安や基礎疾患等をお持ちの方の受診控え等に対応し、安心して医療を受けられるよう、発熱外来ホットライン、電話診療を設置したことを受け、市民の皆様へ発熱外来ホットラインのチラシ配布や広報等により周知を行いました。

続きまして、11 ページを御覧ください。

市民へのマスク及び次亜塩素酸水等の提供について御説明いたします。

1、市民へのマスクの配布について。

市民の皆様へのマスクの配布について、感染リスクの高い方、または感染した際にリスクの高い方から配布を行ったところです。また、多くのマスクの寄贈もあり、今後の感染拡大の第2波を呼び込むことがないように、新しい生活様式の実践に示されている外出時のマスク着用等の啓発のため、全世帯への配布を行いました。

(1) マスクの配布先でございます。

5月8日から順次、妊婦、ひとり暮らし高齢者、内部障害者、身体障害者手帳をお持ちの方、要支援家庭、市内介護事業所、市内障害福祉事業所、公立・民間学童保育施設、児童福祉施設等、一般歯科・医療機関、薬局等にマスクの配布を行っております。6月上旬から全世帯1世帯当たり5枚を配布いたしております。

(2) 寄贈された不織布マスクの数でございますが、8万7,550枚でございます。5月末現在でございます。寄贈された企業等は、匿名1万枚、那珂ライオンズクラブ様5,000枚、株式会社日乃本米菓製造様1万枚、東海那珂ロータリークラブ様2,550枚、株式会社アフターフィット様6万枚となっております。

(3) 市が購入したマスクの数でございますが、5月末現在で12万3,200枚でございます。

(4) 配布したマスクの数でございます。15万6,200枚、6月上旬現在でございます。

(5) 寄贈された布マスクの配布、手作りマスクでございますが、友部様が208枚、大友様、富張様が100枚、配布先が妊婦妊娠届出時、市内児童養護施設、子供用もございましたので、そちらに配布させていただいております。

続きまして、12 ページを御覧ください。

2、次亜塩素酸水の配布についてでございます。

アルコール等消毒液の品不足により、市民の方も入手しづらい状況が続き、除菌効果のある次亜塩素酸水の配布を希望する市民からの声も多く寄せられていたことから、次のとおり無料配布を行いました。

(1) 5月2日土曜日、3日日曜日の配布でございます。株式会社ハセップワン様の御

厚意により、配布したところでございます。配布場所は、那珂総合公園多目的広場で、ドライブスルー方式で行いました。配布状況は、5月2日土曜日2,261世帯、5月3日日曜日1,736世帯、計3,997世帯でございます。

(2) 5月26日火曜日以降の配布状況でございます。こちらは、電解水生成装置の購入をしております。配布日時は、毎週火曜、木曜、土曜日、6月までの予定でございます。配布時間は10時から12時まで、13時から15時までとなっております。配布場所は中央公民館、らぽーる、各コミュニティセンターで行っております。

配布状況でございますが、5月は26日、28日、30日、6月は2日、4日、こちら記載が間に合いませんので、6日の土曜日も行っております。配布状況は御覧のとおりでございます。

3、寄贈された消毒用アルコールの配布について。

(1) 消毒用高アルコール酒類3リットル80本を木内酒造合資会社様より寄贈されております。配布先は、保育、学童、児童福祉施設、介護事業所関係、那珂医師会に配布してございます。

(2) アルコールハンドジェルタイプ500ミリリットルを100本、株式会社くすりのマール様より寄贈されております。配布先は、一般医療機関、歯科医療機関、薬局、産後ケア事業所、助産師さん等々に配布しております。

説明は以上でございます。

議長 続きまして、政策企画課から説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。よろしく願いいたします。

それでは、13ページでございます。

市内における取組についてでございます。

1、市役所内における主な対応についてでございます。市民に関係するようなものを中心に御説明いたします。

4つ目のポツでございますが、来庁者の連絡先等の収集でございますが、万が一、市役所内や市役所に来られた方で感染が発生した場合に、接触者の特定や連絡などをするために氏名、住所、連絡先等を記録しているものでございます。

2つ飛びまして、総会等の書面議決での実施でございますが、市役所が事務局を担う団体の総会や審議会、協議会等の開催につきまして、書面議決、協議等を行っております。また、地区まちづくり委員会や自治会の総会につきましても書面議決の方法を案内するとともに、実施に当たりましても支援をしているところでございます。

次の各種手続の郵送申込みを推進でございますが、できるだけ市民の方に市役所に来ていただかなくても済むように郵送での手続をお願いいたしまして、市で返信用封筒を用意いたしまして、市民の方に郵送料を御負担いただかずにご手続ができるように進めております。

次の市のホームページで新型コロナウイルス関連情報を発信でございますが、市内の感染症発生の情報や人権侵害の防止に関する呼びかけ、小中学校や公共施設等の対応状況、給付金等の手続、支援策等の情報などを発信しております。

次のいい那珂ごはんテイクアウト&デリバリー応援キャンペーンの支援でございますが、市のホームページでの周知や職員への積極的な利用促進を図っております。

次に、2番の主な市関連イベントの対応についてでございます。記載のとおりでございますが、主なものを一部記載したものでございますので、ほかにもたくさん中止や延期としたイベントがございます。おおむね8月分までのイベントについて中止、延期とさせていただきます。

このページの説明は以上でございます。

続きまして、次の14ページをお開き願います。

公共施設の対応状況についてでございます。

公共施設につきましては、3月6日より利用を中止しておりましたが、5月14日に茨城県の緊急事態宣言が解除され、5月25日には全国でも解除されまして、茨城県としての新型コロナウイルス対策指針、いわゆる茨城版コロナNextのステージが2まで引き下げられまして、昨日ステージ1になりましたけれども、外出自粛要請の緩和等が進みましたことから、公共施設等の利用を再開したところでございます。

下に6月2日現在の主な施設の再開状況を記載しておりますが、図書館や屋外施設など、早いところでは5月21日から再開をし、ほとんどの施設が6月2日までに再開をしたところでございます。

しかしながら、全面的に再開をできたわけではなくて、記載のとおり部分的に利用中止を継続している施設もございますが、先ほど資料も配られましたが、昨日の市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、再開を決定した施設がございますので、補足をさせていただきたいと思っております。

まず、図書館につきましては、閲覧コーナーや展示コーナー、あと多目的室、いわゆる学習室について、ソーシャルディスタンスの確保や換気を行うことで12日の金曜日から再開をいたします。

総合公園につきましては、記載はしていないんですけれども、利用者は現在、那珂市民と近隣の8市町村の方、いわゆる県央地域定住自立圏域内にお住まいの方、または市内に通勤している方に限定をしているところでございますが、10日、明日からですけれども、明日水曜日から県内居住者まで対象を緩和いたします。

また、練習試合や大会等の開催の中止をしておりますが、一般利用者、いわゆる大人の方で市内チームでの練習試合は利用可能とするなど、いくつかの点で利用制限を解除してまいります。

中央公民館につきましては、集会ホールや視聴覚室についての空調の能力、つまりは換

気できる量に応じた利用人数の上限を設けた上で、やはり明日から再開をいたします。

その他の施設につきましても、新しい生活様式に基づいた業種や施設の種類ごとに策定されております感染拡大防止のガイドラインなどを参考にしながら、全面的な再開に向けて対策の検討を進めてまいります。

このページの説明は以上でございます。

議長 続きまして、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小中学校、幼稚園の対応につきまして御説明をいたします。

1、臨時休校から現在までの状況でございます。

3月2日から最初の臨時休校となりまして、そのまま春休みに入っております。その後、春休み明け4月6日から学校再開となりましたが、感染症の拡大や国の緊急事態宣言を受けまして、4月13日から5月6日まで再度の臨時休業を決定しております。その間、4月25日に茨城県知事が県立高校について5月31日まで休業を延長する旨の表明をいたしまして、市町村立学校にも同様の対応の要請が出されたことによりまして、本市におきましても5月31日まで臨時休業を延長しております。

6月1日から学校が再開いたしまして、6月5日までを分散登校といたしまして、6月8日、昨日から通常登校としまして、給食のほうも再開しているという状況になってございます。

続いて2、休業等対応方針の協議体系につきましてでございます。

最初に、教育長及び事務局におきまして、国・県の要請や感染の状況を見て方針案を協議いたします。その後、学校長会役員と方針案について協議、確認をいたします。

次に、市長、副市長と方針を協議いたしまして、対策本部会議にて協議、決定をいたします。

最終的に決定した方針につきまして、学校長会全体へ伝達する流れとなっております。

資料の延べ回数につきましては、方針決定のほか関連する協議などもカウントした回数を計上してございます。

次に3、臨時休業中の対応についてでございます。

(1) 学校行事の簡素化についてでございます。

卒業式、入学式は参加人数の制限や時間の短縮等で実施してございます。始業式につきましては、グラウンド、または各教室等で実施してございます。授業参観や学級懇談会、PTA総会などの行事につきましては、中止や書面での報告として実施してございます。そのほか遠足や運動会、修学旅行などは秋以降に延期の予定となっております。

(2) 家庭での学習への支援についてでございます。

臨時休業となり、家庭学習となったために、学校からは学習プリント等の課題を作成して配布してございます。4月までは復習中心の課題ということになってございましたが、

5月には新学年の教科書に沿った形で学習が進められるよう、市で統一した内容の学習シートを作成して配布してございます。これは、ICTの端末や通信環境の有無に関係なく、全ての児童生徒が共通した学習が進められるよう市で統一して作成したもので、登校日に配布して、次の登校日に提出をさせるというような形でシートを活用してございます。

また、ICTを活用した学習支援も行っております。全小中学校におきましては、閲覧できる人が限定された学習支援専用のポータルサイトを立ち上げてございます。このサイトには、学習の補助となる課題、ワークシートや学習支援コンテンツへのリンク、家庭学習の時間割表、オリジナルの授業動画、児童生徒へのメッセージ、アンケート機能などが掲載されてございます。掲載内容は学校によってそれぞれという形になってございます。

オンライン学習教材としてリンクしているものとしましては、県で動画の作成を配信を行っております、いばらきオンラインスタディやNHK for Schoolのほか、企業が無償提供しているコンテンツなども活用してございます。

また、オンラインでの朝の会も試験的に実施をしております。教師や友人の顔を見ながら活動ができ、適切な指導助言ができるという利点がございますが、参加できない家庭への別の支援、動画の配信ですとかDVDの配布などが必要になるということや接続機器が兄弟の人数分ないために時間をずらす必要があるなどの配慮を要する点がございます。参加率につきましては、小学校で約6割、中学校で約8割という状況でございました。

また、学習支援ではございませんが、各学校ではホームページのほうを小まめに更新しまして、学校の様子や先生から子供たちへのメッセージなど、情報発信を行ってきたところでございます。

続いて、(3)児童生徒の心のケアでございます。

休校中の対応としましては、担任の先生が週1回程度、電話等により健康面や学習面の様子などの確認を行っております。また、教育支援センターの相談員と学校教育課指導主事が各学校を訪問しまして、再開に向け、不登校や登校渋りなどが予想される児童生徒や家庭状況が不安定であり保護者支援が必要と思われる家庭につきましての情報共有を図り、再開後の支援が円滑に実施できるように取組をしてきたところでございます。

また、学校が再開してからも、子供たちは感染への不安ですとか、あるいは長期休業から学校生活へ戻ることなどの不安など、様々な不安な気持ちを持っていることと考えております。アンケート調査や個人面談など、心の変化の把握に努め、心配される児童生徒には、担任や養護教諭による相談や、また、スクールカウンセラーなどの支援も行っておりたいというふうに考えてございます。

続きまして、16ページでございます。

学校再開後の対応でございます。

(1)再開後の学校運営につきましては、那珂市で作成いたしました新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインに基づきまして、各種感染症予防策を徹底した

学校生活や教科指導を行ってまいりたいと考えてございます。

まずその前提としまして、教育委員会としましては、教育活動の再開に当たって児童生徒の健やかな成長ということを念頭に取組むことが重要であるというふうに考えております。学習の遅れにつきましては、心配な点は当然のことではございますが、健康と安全が最優先であり、次には、先ほど申し上げた子供たちの不安や悩み、そして、長期休業で乱れた基本的な生活習慣の確立が重要というふうに考えてございます。その上で、体力の回復、あるいは学習指導の充実に取組んでまいりたいと考えてございます。急いで学習の遅れを取り戻そうとしますと、子供たちが精神的に参ってしまいかねないため、スロースタートで再開をしたいというふうに考えてございます。

続いて、部活動につきましてでございますが、6月8日、昨日から再開してございますが、まずは1時間以内程度の活動から開始しまして、段階的に活動時間と内容を拡大していくということで考えてございます。

また、今後の学校行事につきましては、運動会、体育祭、修学旅行等ございますが、実施時期や内容、状況によっては中止も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

(2) 長期休業期間の短縮でございます。

臨時休業により、授業時間が不足してございますので、それを補完するという必要がございますので、夏休みの期間につきましては8月8日から8月23日の16日間といたします。また、同様に冬休みにつきましても、12月26日から1月6日の12日間ということで取り組んでまいりたいと思います。

今後、補完が必要な授業の時間数でございますが、小中学校それぞれ108時間程度というふうに見込んでおります。これにつきましては、ただいまの夏休みと冬休みの短縮、あるいは今後の学校行事の精選、始業式、終業式について、1日日課として授業時間の確保、学期1回の土曜登校日を授業日とするなど、様々な方策により生み出すこととしております。これによりまして、現時点では不足した時間を補完できる見込みとなっております。

続きまして、5、国補助金等の活用事業でございます。

(1) 学習指導体制の整備でございます。再開後の授業サポートを行うために、新たに学習指導員を5名追加配置してございます。こちらにつきましては、6月8日、昨日からの配置を開始してございます。

こちらの財源でございますが、予算につきましては、5月の専決の補正予算に計上しておりまして、財源としては地方創生臨時交付金を活用してございます。

また、現在審議されております国の第2次補正予算では、学習指導員等の支援スタッフの追加配置につきましても内容に盛り込まれておりますので、今後も人的な支援が強化されるものと考えてございます。

(2) オンライン学習環境の整備でございます。

こちらにつきましては、児童生徒1人1台の端末を整備する国のGIGAスクール構想

に基づきまして、本市でも推進しているところでございますが、そちらの予定が国のほうでも前倒して整備するという事になってございます。本市におきましても、本年度中に予定を前倒して、全学年分の整備を進めることとしております。

現在は、通信環境の整備、こちらLAN配線等の整備でございますが、これにつきましても発注の準備を進めている段階でございます。端末の整備も追って進めていくということをご予定してございますが、実際のいつ頃の納入になるのかという時期につきましては、現段階ではちょっと見通せないというのが現状でございます。

また、災害や今回の様な感染症の発生などで臨時休業になった場合に、オンラインでの学習支援ができる体制を整えるというために、経済的にWi-Fi等の通信環境が用意できない家庭への貸出しを行うために、モバイルルーターを整備することに取り組んでまいります。こちらにつきましても、5月の専決補正予算に計上してございまして、財源につきましては、地方創生臨時給付金のほか、GIGAスクールの1人1台の端末につきましては公立学校情報通信ネットワーク環境施設費補助金を活用してまいりたいというふうに考えてございます。

このほか国のただいま審議されている第2次補正予算で計上されている、その他の支援策や地方創生臨時給付金の追加配分も予定されておりますので、それらの補助を活用しながらさらに教育環境の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。

議長 続きまして、保健福祉部こども課から説明を求めます。

こども課長 こども課でございます。

2の(8)保育所・園、認定こども園、学童保育所等への対応について御説明をいたします。

ページは17ページからになります。

まず1、保育所・園、認定こども園の利用人数の推移でございます。

表のうち利用人数の推移を一番左側にあります菅谷保育所の例で申し上げます。

今年度当初の入所者数は168人いたところでございますが、茨城県に緊急事態宣言が発令されまして、市から登園自粛要請を行いました翌日である4月17日では115人の利用ということになりました。その後、登園自粛要請を5月末まで継続しておりましたけれども、ゴールデンウィーク期間中でありまして5月7日には、保護者の方もお休みだったと思われまして、84人の利用ということで減少してございます。

その後、茨城県の緊急事態宣言解除になりまして、県の対策ステージが3となりました5月18日におきましては、社会的にも段階的緩和傾向が見られまして、101人の利用と増加してきておりまして、ほかの保育園もおおむね同じような傾向となっております。

続きまして、2、公立学童保育所の支援体制について御説明をいたします。

公立の学童保育所につきましては、小学校の臨時休業や春休みなど、各状況に合わせま

して学童保育を開始する時間や保育場所について変更を加えてまいりましたが、特に4月13日からの再臨時休業から5月末までにつきましては、市の教育委員会並びに各小学校の校長先生をはじめまして、教職員の方々からも協力を得まして、学校校舎を利用させていただいて、密閉、密集、密接の3密を避けた環境を確保しながら感染拡大防止ということで、安全な環境で学童保育を実施することができました。

また、先ほど御説明しました学校の教職員の方々のほかにも、表に示しましたとおり、給食センターの職員、各学校や幼稚園が雇用する時給の職員、中学校に勤務する県が雇用する時給の職員、5月の途中からはこども発達相談センターすまいるの職員にもお手伝いをいただきながら、学童保育の支援を実施してまいりました。利用者につきましては、おむね保育所と同じような傾向でございましたけれども、3月2日に小学校が臨時休業した以降の全体の平均利用者数は231人ということございまして、登録者数の41.1%の利用ということになりました。

次に、18ページに移ります。

3、適切な情報の提供と発信について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の防止拡大対策に当たりましては、国や県からの通知、それと市対策本部会議の決定事項などにつきまして、各保育関係施設や保護者の皆様に対して適時に郵送やメールで情報提供するとともに、一般の方にも市のホームページをはじめとしまして、ツイッター、フェイスブック、LINE、メルマガ等のSNSを有効に活用しまして、情報の提供と発信に努めました。

そのうち主なものを書き出しましたが、工夫を加えたものとしましては、3つ目のポツにあります子ども・子育てに関するQ&Aをホームページに掲載しまして、お問合せの多い内容や市から継続して案内したい内容などについてまとめる形で掲載したところでございます。

続いて、4、保育に当たっての注意点と主な対応でございます。

保育所をはじめとする各保育関係施設に向けては、対応当初より案内をしておりますけれども、今なお継続して実施をお願いしてございます。集団感染のリスクを回避、換気の徹底、密集の回避、近距離の会話や発声をできるだけ控えるや検温、風邪症状の確認、症状のある場合の早めの休養、手洗いや咳エチケット、マスクの着用の徹底などについてお願いをしているところでございます。

また、その他の対応としましては、3月には各保育施設に子供用のマスクを配布し、5月には各保育施設の職員用に大人用のマスクと木内酒造様から寄附をいただきました消毒用高アルコール酒類を配布しました。さらに、健康推進課の保健師、管理栄養士により巡回指導なども行ってきたところでございます。

さらに、5、段階的緩和に伴う対応でございますが、茨城県が定める対策ステージに準じた対応や政府が作成した新たな生活様式を参照にした適切な対応をお願いしていると

もに、学童保育所については6月1日から、元の学童保育所の建屋に戻っての実施ということになってございますが、学校再開に向けて、学校教育課が定めました新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン、こちらに沿いまして、学校と学童が統一した意識で子供たちの安全を守ること、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減させることを目的としまして、那珂市新型コロナウイルス感染症に対応する学童生活マニュアルを策定しまして、各学童保育所に対応をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。

議長 続きまして、市民生活部防災課から説明を求めます。

防災課長 防災課長の秋山です。よろしくお願いいたします。

全員協議会資料 19 ページをお開きください。

避難所等における新型コロナウイルス感染防止対策について御説明いたします。

1、避難所等開設前の対応について。

開設の準備。

(1) 避難所の確保、住民のスペースの確保と分散、可能な限り多くの避難所の開設、スムーズに避難者を受け入れるため、避難所運営マニュアルの策定、マニュアルは策定いたしました。

(2) 避難所等で使用する感染症対策用資機材の配備、必要な資機材の備蓄、マスク、手指消毒液などの備蓄。

次に、住民への周知。

令和2年5月28日付で文書の回覧、ホームページに掲載いたしました。掲載内容は、(1) 避難する場合、避難所へ避難以外の避難の検討、(2) 避難時に携行品の家庭内備蓄の周知になります。

次に、2、避難所等開設後の対応について。

(1) 避難所における3密の回避及び環境衛生保全の徹底、避難所での避難者間の間隔、共有スペースの清掃、消毒、定期的な換気、手洗い、手指の消毒など、感染対策の徹底をしていく方針です。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

一括しての確認したいことがございましたらお願いをいたします。

大和田議員 一括しての説明、お疲れさまでした。また、コロナ対策、市民の皆様から特に特別給付金、早く給付されたよと、喜ばしいことだということを聞いております。大変関係各課総出で出ているということで、大変お疲れさまでございます。また、議員の皆さんもたくさんあらゆる課から質問したいと思いますので、私のほうからちょっと学校教育課のほうでお伺いしたいことが何点かあるんですけれども、GIGAスクールのところですか。GIGAスクールの構想のところ、前倒して整備をしていくというところなんですけれ

ども、先ほど課長から話があったんですが、端末がいつになるか分からないという話なんですけれども、そもそもどういった運用方法で前倒していくのかというのは考えておられますか、伺います。

学校教育課長 1人1台端末の整備につきましては、今現在、通信環境の発注の準備ということで、先ほど御説明したとおりで、端末のほうは現在、県単位で共同調達というのが1つ選択肢にございまして、あるいは市で単独で整備するかというふうな単独調達の2つ方法がございまして、どちらを取るかという部分もこれから判断なんですけれども、県のほうの共同調達につきましても、現在準備段階ということで。今後、市町村ごとにどういった仕様をそれぞれ希望するのかというような調査を行いまして、市では端末の希望する仕様とかによって、何グループかに分けて発注のほうを進めていくというような段取りということで、先週説明会があったところございまして、その中でも納入の時期につきましては見通しがなかなか現段階では難しいということで聞いてございます。

端末が入った場合にどのような運用をしていくかというような御質問の内容もあったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、市のほうでICT学習支援推進プロジェクトというものを立ち上げてございまして、こちらは各学園から1名の先生と、あと指導室のほうが入りまして、また、茨城大学の教授からの指導、助言を受けまして、導入後の活用についての協議を進めているところでございます。

その中で、活用につきましては、導入後段階的に活用の幅を広げていきまして、様々な場面で活用していければというようなイメージはまず持っているんですけれども、具体的には一斉学習での活用としまして、授業における教師から画像や音声などの教材の提示であったり、あとは個別学習としましては、デジタル教材の活用によりまして、一人一人の習熟度に応じた学習ですとかインターネットを使った調査活動ですとか、あるいは情報端末の持ち帰りによります家庭学習ですとか、そういった部分で段階的に活用をしていければというイメージで協議のほうを進めているという段階でございます。

以上です。

大和田議員 そうすると、どちらかというとな型コロナウイルスというより、今までのICT教育の推進の流れでのというような感じですか。

学校教育課長 GIGAスクールの前倒しにつきましては、新型コロナウイルスというのがありましたので、端末の整備を年次計画ではなくて一斉にということで、例えば今申し上げた家庭学習などに使えるようにということも想定して前倒しするという部分が新型コロナウイルスの対応という部分かというふうに思います。

以上です。

大和田議員 そういうのも聞いたのも、授業時数が足りない先ほどもあったんですけれども、ICTも入れる、ICTの中ではアクティブラーニングじゃないけれども、そういったものも取り入れたりとかということで、実際本当に授業時数というのは足りているんですか、

足りるんですか。

学校教育課長 授業時数そのものの確保のために今回のGIGAスクールの1人1台の端末が入るかという、なかなかそこが難しい部分で、1人1台の端末につきましては、今後の例えば災害、あるいは同じような感染症での臨時休業のときにも使えるという、先のことを見越した部分のほうがどっちかという今この段階では大きいのかなというふうには思います。

以上です。

大和田議員 先のことという、分かりました。

授業時数が先ほどの話になってしまうんですけれども、108時間ということで、夏休みの短縮なんていうのも使いながらとか、という話だったんですけれども、ちょっと夏休みのことで伺いたいんですけれども、7月末から8月の頭と8月の後半というのは給食がないんですよね、午前中だけ授業でと聞いているんですね、保護者から。給食がないということで、働く世代の人は給食がないという、帰ってきちゃうというの、帰ってきちゃうというのは言葉がおかしいですけれども、そういったことですか、それはどういった経緯なのかなというのをちょっとお伺いしたい。

学校教育課長 まず時数なんですけれども、先ほど108時間ということで、今後補完が必要な時間数ということで各学校から計算してもらって算出した時間になりまして、その中で長期休みでの補う部分というのが一番大きいんですけれども、夏休みと冬休み、夏休みで70から80時間程度の時間、冬休みの短縮で13時間程度、あるいは始業式、終業式の工夫で1日日課にすることで8時間程度、あと学期に1回土曜日登校日にしておりますけれども、そのときに授業をすることで9時間というようなところで、小刻みな部分ではあるんですけれども、授業時間数の補完はそういった部分で生み出すということで考えております。

夏休みの日課なんですけれども、御指摘のとおり午前中日課というふうに今のところしております、本来、夏休みのこの期間というのは気温が高くて体力が落ちる時期ということがありますので、登下校中の熱中症予防など、児童生徒の健康面というのが非常に心配な時期ということで、特に小学生につきましては、1年生から6年生までの一斉下校になるということで、徒歩での長時間の下校、登校ということで。午前中日課として、最高気温に達する前に帰宅させたいということで午前中で考えている部分がまず1つでございます。

あと、各学校におきましては、7月の最終週以降は2者面談、あるいは3者面談というような実施を予定しているということもございます。

また、給食センターにおきましては、夏休みの期間に必要な設備の点検、検査、あるいは今年度は大規模な修繕ということで行うことも考慮して午前中日課というふうにしていただいております。

ただし、8月ですね、2学期前倒しで開始する部分につきましては、当初は午前中と

いうことで考えていた部分もあるんですけども、暑さも前半の夏休みの期間よりも和らぐということも想定されますので、給食の提供も、この後半につきましては開始できれば開始しまして、1日日課とするようなことで今検討しているところでございます。

以上です。

大和田議員 話は分かりましたけれども、給食センターの改修も入るということなんです、今回、ずっと休みの間、そういった点検もしていられたのかなと思いますし、また、給食を提供している農家の皆様とか、給食がないというのは何事だという話になってくると思いますし、熱中症の対策と言われるとどうなのかな。7月も通っているわけだから、ちょっと逆行しているのかなと思いますので、ぜひ給食再開は本当、保護者の皆様も、多分その農家の皆様も望んでおられると思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

古川議員 防災課までの説明の中でですよ。

まず、健康推進課にお伺いします。次亜塩素酸水の有効性について、先日テレビで何かその有効性が確認できていないといった報道がございましたのは承知されているかと思うんですけども、それはもうちょっと詳しくどういうことなのか教えていただきたいということと、もし本当に有効性がないのであれば、今後の次亜塩素酸水の配布、取りあえず6月末まではということでしょうから、どのようにされるのか。それとも、例えば、いや有効性というよりも消毒とかそういったものについては一部有効だから、そういうのに使ってほしいというお考えなのか。その辺の市の考えも含めて御説明をお願いします。

健康推進課長 次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに効果がないと言われて、報道がされておりますが、これは独立行政法人製品評価技術基盤機構が5月28日に行いました実証実験、新型コロナウイルスに対する代替消毒法の有効性評価に関する検討委員会の報告の中で言われているものでございます。その報告の中で、現時点では4種類の次亜塩素酸水で検証をしたところですが、有効性が確認できたものとそうでないものがあったため、一律に有効性の確認ができなく、引き続き評価をするものとしております。

また、配布に際しましては、感染症が拡大し、アルコール消毒液等が不足しておりましたので、除菌効果のあるということは実証されておりますが、次亜塩素酸水の配布を市民の方から要望も多くいただいておりますので、配布に至った経緯がございまして。

今後、先ほどの検討委員会等の評価、これからも実証していくということでございますので、検討委員会の評価を踏まえながら、次亜塩素酸水の活用は考えてまいりたいと思います。

以上です。

古川議員 分かりました。

もう一点、政策企画課に伺います。公共施設の対応状況について、先ほど御説明いただきましたが、ちょっと細かい話になってしまいますが、例えば那珂総合公園のグラウンドが使えるようになったという話は聞いたんですけども、これ実際にこの表では再開され

たということでしょうけれども。何か聞いたところ、グラウンドの使用は2時間までというふうに制限されているという話もちよつとちらつと聞いたもんですから、その辺詳しく教えていただけますでしょうか。

政策企画課長 総合公園のグラウンドにつきましては、現在使用再開という形になっております。時間制限と、あと利用者の人数の制限という形をグラウンドに限らず行っておりました、10日からは利用時間の制限というものも解除する形で対応するというので、昨日決定をしたところでございます。

古川議員 分かりました。時間の制限はなくなるということですね。

人数の制限も解除されますか。

政策企画課長 一応、ソーシャルディスタンスを確保するような形を取りながらも、人数制限というものは解除するという形を決定しております。

小泉議員 すみません、健康推進課にお伺いいたします。

今回、那珂市の事例で見ますと、御家族の方がかかっているということになるかと思えます。例えばこれ小さいお子さんが1人取り残されるとか、高齢者が1人、陽性反応が出なくて取り残されるといった場合というのは、そういう方たちはどのようになってしまふんでしょう。要するに保健所のほうでその方を手当てして面倒を見てもらえるのか、保健所から連絡が来て市のほうがある程度その方に手を差し伸べることができるのか、そのあたりというのはどのような対応を取ることができるのかお伺いしたいと思います。

健康推進課長 お答えいたします。

現在のところ保健所のほうではそのような面倒等は見てはいただけません。ただ、紹介はしていただけるということになっております、そういう面倒を見ていただける方を紹介はしていただけるということになっております。現在のところだと、お子さんとか高齢者の方とかは、入院していただくか、軽症の場合は宿泊施設がありますので、そちらに入らせていただくというような形になろうかなと思われま。

以上です。

小泉議員 全員陽性になってしまえば入れると思うんですけども、小さい子供だけ陽性じゃないとか、高齢者1人だけ、例えばここでいうと、多分これ40代の地方公務員の方、奥さんがいれば、奥さんだけはかかっていないという状態だと思うんです。奥さんの場合には、陰性でそれで何の問題もないと思うんですが、例えばこれ70代女性の奥様のほうが高齢者で1人残ってしまうとか、10代、高校生が1人陰性で家庭に残ってしまうといった場合には、そこに何か手を差し伸べる方法というのが今は決まっているのかどうかというのをちよつと聞きたいんです。

健康推進課長補佐 すみません、お答えいたします。

今現在ですと、感染された方、小さいお子さんであれば保護者の方、お母さん、お父さんがどういう状況なのか、入院をしなければいけない状況なのか、自宅療養でも、状況を

見て、症状がどこまで出ているかによって、そういった判断がなされますので、どうしても御家庭での保育ができないという場合には、施設等、いろいろなところへ照会をかけたリ、もしくは御親族の方がほかにいらっしゃって、見ていただける方がいらっしゃれば、そういったところの調整をするとか、そういったあたりでの調整をするというのは聞いております。

現在ちょっと、那珂市においてはそういった対象ではなかったもので、具体的にどのような動きを取ったのかということまでは確認はしておりませんが、そういう状況がある場合には、そういった方向を取っていかざるを得ないんじゃないかというのは保健所のほうから聞いております。

以上です。

小泉議員 そうしますと、那珂市でその部分を対策とか心配するというよりは、保健所のほうである程度対応、その部分まで含めて対応していただけるということによろしいですかね。ありがとうございます。

続いて、学校教育課、お願いします。

まず、タブレットの端末の配布、それから、このモバイルルーターの配布というのは、私非常にいいなというふうに賛成しております。特に今回、オンライン朝礼をやって、やはり家庭にインターネット環境がないという方をどうするかというのは非常に問題だなというふうに思います。その部分、何もしないということではなくて、多分、今回であれば、参加できない方は学校の先生が電話等で対応していただいたのかなというふうに思います。そういったことを考えますと、このタブレットの配布と同時にネット環境も整えるということは、非常に大切なことかなと思いますので、ぜひとも併せて推進をしていただきたいなというふうに思います。

それから、オンライン朝礼、これ実際に実施した学校の名前を教えてくださいなれば教えていただいて、もし教えていただけない場合は、小学校で何校、中学校で何校ぐらいなのか、もう一度ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

学校教育課長 タブレットとルーターの件、そのとおりで我々も思っております、ルーターにつきましても、既に予算のほうを計上しているところですので、タブレットと併せてなるだけ早めにこの機材の準備ができればというふうには考えているところでございます。

もう一つ、オンライン朝礼のほうですけれども、今回は小学校、中学校1校ずつの実施でございます、小学校につきましては菅谷西小学校、中学校につきましては那珂二中で実施してございます。

以上です。

小泉議員 分かりました。

オンライン朝礼も非常に有効だなとは思いました。自分の子供も菅谷西小学校に通っていますので、その中でやっていただいて。やはりなかなか親が言っても起きないところ

を先生の顔が見えると、それから久しぶりに友達顔が見えるというだけで、朝きちっと早い時間に起きてきますので、ぜひやってほしいといいますが、このような状態がまた来れば、そのときは有効な手段として考えてほしいなと思うんですが、一つ思いますのは、やはりこの有効と思われたのであれば、なぜ全部でやらないのかなというのはいつ思うんです。この辺は各小中学校の校長先生の判断に、やるやらないは任されるということになるのでしょうか。

学校教育課長 こちらのほうは、非常に有効というか、顔が見えるということで、取組の一つとしてはいいなというふうに思っているところではございますけれども、先ほどのICTをどう活用していくかのプロジェクトの中でもいろんな、これはどうかな、あれはどうかなという試行の中で一つ出てきた部分でございまして、そこから広がっていけばいいなということで、全校に手法の一つとしては案内したところではあるんですけども、参加できないという家庭から御意見をいただいたというようなところもありまして、ちょっと思ったほどなかなか広げづらかったというのが今回の実際のところでございます。

以上です。

小泉議員 いろんな声はあると思います。ただ、緊急事態なので、あまり一定の方に配慮しすぎてしまうと、そのほかの大多数の子供たちへの有効な策が届かないということになってしまいますし、今情報は早いので、あそこではこんなことをやっているという情報は親御さんの間で広まるんですよ。そのときに何でうちではやってくれないんだろうという声を私のところにも何件かいただきました。そうなってしまうと、やった学校とやっていない学校の評価というものが保護者の間で、あの学校は何もしてくれないんだということにもなりかねないので、私はある程度、もし有効だと思うのであれば、一定の方針を持って取り組むべきなのかなというふうに思います。

今現状、オンライン朝礼というのが行われるということはないでしょうから、ぜひ次回に向けての備えとして、そのあたりも検討しておいていただければありがたいかなというふうに思います。

それから、学校給食の実施について、大和田議員のほうから、夏休みなぜやらないのという話がありました。私も全くそのとおりだなというふうに思います。これはぜひ提供していただきたいなと思います。

ただ、その一方で給食センターが使えないという状況があるということも理解はしますが、それであれば、お弁当を取るとか、方法はあると思うんです。給食センターが使えないから何もしないということではなくて、できる方法を探ればいいのかと私は思います。ですので、そのあたりも含めてぜひもう一度、これは検討をし直していただきたいというふうに思います。

あともう一点、万が一、給食が出せないということであれば、これは子供たちに給食を支給するという観点ではなくて、保護者の負担を軽減するというところで、給食費を一定

期間無償化する、6月、7月、当然4月、5月と給食費は余っていると、予算的には使わない部分があると思いますので。その分で6月、7月を無償化するというようなことも考えられると思うんですね。ぜひそのようなことも考えていただきたい。

今回、専決のほうで、多分給食費のあれですかね、購入できなかった補償費か何かで専決が予算が上がってきていたかと、一定の予算が上がってきたかと思うんですが、そういったものもありますが、ぜひ給食費の無償化、無償化とは言わないですけども、一定期間の無償期間を設けて家庭をサポートするというようなことも検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 給食につきましては、センターの修繕ということで御説明申し上げましたが、外注という部分も我々も選択肢の一つとしては当然考えておまして、8月の2学期前倒しで始まる部分につきましては、修繕が仮に間に合わなかったとした場合には、外注でのお弁当というものも選択の一つとして考えておまして、ちょっと今回追加でその分のせるかどうか、修繕等の状況によっては考えているというところでございます。

前半につきましては、授業時数という部分では足りているというところでございますが、他の市町村などで給食を出して1日やっているという状況も把握して、認識はしているところではございますけれども、特に小学生について、6時間まで、1年生までずっと授業をさせることがいいのかという部分での観点も我々の議論の中では非常に心配したところでございます、その辺も含め再度検討させていただきたいというふうに思っております。

また、給食につきましては、やはりこの何か月か無償にするというような取組をしているところがあるというのも、我々も認識しているところで、所得の少ない、例えば要保護、準要保護の世帯の方への配慮という部分は我々も検討しているところでございますけれども、そのほかの家庭を含め全体でというようなことになると、今現在ではそこまでは考えていないという部分ではあるんですけども。今いただいた御意見を踏まえてちょっと検討させていただきたいというふうには思っております。

以上です。

小泉議員 ぜひお願いしたいと思っておりますのは、所得の制限がある一定の方ではなくて、今回の場合には、やはり全世帯にやるべきだと私は思います。10万円の給付金じゃないですけども、所得制限をかけて一定の人を無償化にするという、それは、でも、今でもやっていますもんね、無償化になっていますよね、ある程度少ない方は。なっていますよね。それだと変わらないと思うんです。その枠を広げて対象者を広げる、多くするということはあると思うんですけども、それであれば、やはり全員にやるべきだと私は思います。予算的なところもあるとは思いますが、ぜひこの部分は、ずっと今年度やってくれということではありませんけれども、できる限り対応していただくほうがよろしいのかなと私は思いますので、ぜひとも前向きに検討をいただければと思います。

それから最後に、学校の検温するというふうになっていりましたが、那珂市ではサーマル

カメラというんですかね、体温が測れるカメラみたいなものを導入してというような検温とかそういったものはやる予定はないのでしょうか。

学校教育課長 画面で見れるようなカメラという大がかりな部分では予定してございませんが、非接触型の、例えばおでこにぴっと当てると測れるみたいなものは各学校のほうに配置する予定のほうで考えてございます。

以上です。

小泉議員 分かりました。

それについては、検温はやはり必要かなと、家庭で測ってきてもらった上に学校でも、もう一度検査をして、熱がある場合には待機させるなり、御家庭に戻ってもらうという、感染を防ぐという意味で、拡大を防ぐという意味で必要かなと思いますので、よろしくお願いたします。

質問は以上になりますが、最後にもう一度、給食の無償、それと夏休みの実施は強くお願いたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

富山議員 まず、健康推進課にお聞きします。

現在のマスク備蓄状況と今後の予定というのはありますか。

健康推進課長補佐 お答えいたします。

11 ページに配布に関しまして資料を載せさせていただきましたが、6月上旬、全家庭への配布をさせていただいて、保健センターのほうに備蓄をしておりますものが5万5,000枚あります。あと、それだけでは、今後さらなる感染等のことも考えまして、先日、専決補正のほうで取りました予算がありますので、5万枚弱ぐらい買う予定ではおります。

以上です。

富山議員 プラスまた5万枚ぐらいを予定しているということ。

あと、次が健康推進課、これ発熱ホットラインを用意して設置したということなんですが、物すごく電話で混乱したと思うんですけれども、利用状況というのはどうなっていましたか。

健康推進課長補佐 こちらのほうは、那珂医師会の加入の先生方のほうで電話診療という形で6月から実施するという事で聞いております。実際には、健康推進課のほうではないので、こちらでの対応というよりは、医師会のほうから市民の皆様へ周知をしてほしいというところで、先日、マスクを配布させていただいたものと同封させていただいて、全家庭のほうへこういった発熱外来ホットライン、電話診療のほうが始まりますと。一応、那珂医師会のほうとしましては、8月末までの予定で実施をしていくということでしたので、そちらのほうのチラシを配布して周知をさせていただきました。

富山議員 那珂市の医療機関としては、発熱外来を用意するというのは難しいですかね。ほかの地域なんかで見かけたんですが、テントを用意して防護服にちゃんと包んで、そういう

ものに対して混乱しないように、熱が出たらここへ来ていただければ、インフルエンザかコロナウイルスか、ふつうの風邪かというのを判断していただいて、かかりつけの医院に行ってもらような、そういう総合的にできる医療機関が1か所あればいいのかなと思っているんですけども、そういうのというのは医師会と話をするというのはできないですかね。

健康推進課長補佐 この電話診療、まずこちらのほうが直接病院に行かなくても、まずは電話の中で御自身の症状を先生に相談していただいて、電話を受けた先生のほうと直接電話でのやり取りをしながら診療をします。症状を聞いた中で、やはりそれはきちんと医師が直接会って面接をしながら問診をしたほうがいいということであれば、そういった診療のほうが必要になるということで、診療に関しましては、新型コロナウイルスを疑う症状でない場合には、普通のかかりつけ医の先生のほうに行かれるというパターンもありますし、そういった発熱によって新型コロナを疑う場合には、先生のほうでも防護服等、ある程度きちんとした装備を備えておいての診療ができると、かかりつけ医であってもそういった対応が取れるところにつきましては、医療機関によって、そういったところでの御対応をいただいているところです。

保健所管内でもそういった発熱外来という形で調整をしているのは、今その最中なので、ただ明らかな発熱外来というのは、公にどこの病院でそれをやっていますというのは、公表をしないという形になっておりますので、病院によってはいろいろな風評被害もありますし、あとは地域医療の中では必ず必要な御協力いただく部分ではあるんですが、そういったところは県と保健所が中心になって、今進めているという状況はこちらのほうでは聞いております。

以上です。

富山議員 分かりました。

もう一つ、あと2つなんですけれども、政策企画課に伺います。

今回のコロナウイルスの混乱で、小規模事業者とか特に飲食店、大きな影響を受けていると思います。これいい那珂ごはんテイクアウト&デリバリー応援キャンペーンの支援とありますが、これはどういった内容ですか。

政策企画課長 こちらの職員に対しての利用促進ということにつきましては、まずはこういったキャンペーンをやっていますということで御案内をして、積極的に取りましょうということを知したということと、あと、職員の互助会という福利厚生なんかをやっている組織があるんですけども、そこからの利用した場合の補助といったものも実施をしているところです。

富山議員 これアフターコロナの対策としても、やっぱりそういう小さな飲食店とか支援していかなくちゃいけないなというのは思っている、日立市なんてテイクアウトメニューに関して市ほうで半額補助なんていう仕組みを取ってやっているみたいなんですけれども。そ

ういう対策というのは、今考えておられますか。あと、プレミアム商品券なんかもいろいろアフターコロナの対策としてありますけれども、そういうものは考えておられますか。

企画部長 今おっしゃったような、飲食店に限らず市内の事業所等で今回の新型コロナウイルス関連で収入等が落ちているというような支援策については、既に専決処分の中でもメニューを用意してありますので、大きな3番の中で説明をしたいと思っておりますし、商品検討の新たな政策等につきましても今回の専決処分に入っておりませんが、これからまた新たな第2弾というものも検討してまいりますので、そういった部分では、そうした御意見も参考に検討していくようになるかと思えます。

富山議員 結構大きなお店、スーパーとかは母体が大きいから、ある程度の大変さにも耐えられるお店だと思うんですね。本当に小さな飲食店とか、商工会に加盟している、加盟していないとか別として、そんなお店を救ってあげられるようなきめ細やかな対策をお願いしたいなと思えます。

あと最後に、学校教育課、これそもそもネット環境を用意しても、パソコンがなければ学習に差が出てしまわないですか。どうでしょう。

学校教育課長 今年度1人1台のタブレットの整備と併せて臨時休業になったときのためにということでモバイルルーターということで。使う場合にはセットでというようなところで考えて整備するものでございます。

以上です。

富山議員 これタブレットがいつになるか分からないですよ、ルーターはすぐ用意できても。今現在こうやってオンラインのコンテンツ、利用できるような状況になっていて、中学校で8割、小学校で6割の利用があると。この抜け落ちてしまった人たちを貸出しなんかで支援できないのかなというのは思うんですね、先、前倒しで。

学校教育課長 このGIGAスクールの端末を用意した上でということ、今すぐという対応がなかなか難しいというところになってしまうのは御指摘のとおりかなというふうには思うんですけども、一つ、今回の臨時休業の中で学習支援の一つとしては、ICTを利用せずとも教科書に沿って進められる学習ワークシートというものを、市内統一のものを作って取組を始めたというところでもございますので、例えばすぐにまた休業のような状況が発生した場合には、そちらのほうを中心ということでは現段階では考えているところでございます。

以上です。

富山議員 これ多分、日本全国、皆さんタブレット端末を用意するのに一斉にかかる事業だと思うんで、できるだけ早めに本市もそろえられるように早急な対応をよろしく願い申し上げます。

寺門議員 学校教育課にお尋ねをいたします。

昨日、6月8日から小中学校が再開したわけですけども、特に小学校1年生について

なんですが、もう昨日から午後3時下校ということで、通常ですと大体午前中11時半ぐらいで終わりが2週間ぐらい続くというのが例年のスタイルだというふうに思います。ところが、今回については休業中4回ないし5回ぐらいは登校はしていますけれども、依然としてまだ学校にも慣れていない、もちろん先生にも慣れていない、そういった状況で、今週からいきなり午後の授業ということになると、かなり子供たちに対する影響が強いんじゃないかなど。健康面しかり、学習の仕方にしてもそうですけれども。まずは学校の環境、あるいは友達、集団での生活に慣れるというところから入るんでしょうけれどもね。その授業時数が足りないよという面があるのかもしれないけれども、そこはぜひとも配慮をさせていただいてあげてほしいなというのがまず1点です。

それについてどう考えるかというのと、もう一つは、マスク着用についてなんですが、現在登下校中も児童たちは着用のままです。なおかつ学校へ行っても同じで、先生が取ってくださいよ、外していいよと言わない限りは多分つけたままだと思います、特に低学年は。これから特に、今日も30度以上になっていますんで、大変熱中症が心配になります。マスクをつけたままだと、当然、水も飲まないんですね。これは水分補給しなさいと言われても、多分マスクつけたままだと飲みにくいんで、いいかなということ。これもなかなか徹底が大変というか、その辺の気遣いをどういうふうにしていくのか、徹底していくのかですね。これはガイドラインを見ても、その辺については載っておりません、細かくはね。ですから、その辺についてちょっとお聞きしたい。

それから、給食については先ほどから出ていますんで、私もぜひやってほしいという要望派だったもんですから。8月24日からは出るということなんで、仮にお弁当方式になるかもしれませんがということですが、大変ありがたいことだなというふうに思います。

それからもう一点は、昨日から学校再開に対して学習指導員を新たに5名配置をしたということですが、これどこに配置したのか。どういう学習の指導をしていくのか、それをちょっとお答えをいただきたい。お願いします。

学校教育課長 小学1年生につきましては、御指摘のとおりで、慣れない中で、入った途端に休業になってしまったということもございますので、まだ学校に慣れていないという面は御指摘のとおりかと思えます。

先ほどの資料説明の中で、スロースタートで始まっていきたいというふうに申し上げた部分は、この1年生についてもですね、そのほかの学年についてもそのような考えでという部分は当然あるんですけれども、1年生については学校の先生方も十分に配慮して、まず学校が嫌な場所だというふうに思わないような対応をということで、学校に慣れること、学校は楽しいところだよというのが子供たちに伝わるような指導についてお伝えをしているというところでございます。

次に、マスクの着用につきましては、先生方も非常にですね、これから暑い時期なので心配しているところで、高学年につきましては、御指摘のとおり水分を飲むときとか、各

自の判断で少しの間ちょっと外してということもできるかなと思いますけれども、低学年につきましても、やはり指示がないとという部分は当然あるかなと思いますので、そういったところも改めまして、よく観察をしながら適時そういったマスクを外しての水分補給ですとか、そういった部分の指導が行き届くようにということで、再度、学校のほうにお伝えしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

学校教育課指導室長 それでは、私のほうから障がい児学習指導員の配置校並びにその業務内容について御説明申し上げます。学校教育課指導室長の沼田と申します。よろしくお願いいたします。

配置校は、横堀小学校、菅谷小学校、菅谷西小学校、瓜連小学校、第一中学校の5校でございます。主な業務内容といたしましては、特別支援学級に在籍しているお子さん、要は配慮を要するお子さんの休業後の心の不安定さですとか学習の支援ということに主たることになっております。

以上です。

寺門議員 学習指導員というのは障がい児への補助ということで、分かりました。

それから、1年生につきましても、1クラス40名で今、学校、クラス分けされているところがありますよね。これは1年生に限らないんですが、その辺で高密度ですね。当然40名ですと教室が大変もういっぱい状態だと思いますので。この辺の対策についてはどういうふうにお考えでしょうか。例えば1年生で34名も1クラスになっていまして、例えば2クラスに分けるとか、空き教室を使うとか、その辺はどのように考えていますか。

学校教育課指導室長 それでは、私のほうから再度お答えいたします。

小学校1年生の学習に関しましては、先ほど御心配いただいたような、やはり45分一コマまで1つの活動をずっと続けていくというのは非常に困難なことでございます。私どものほうで学校に指導させていただいているのは、例えば算数の授業であれば、3種類、15分、15分、15分で、いわゆるモジュールというものなんですけれども、例えば15分間、先生が説明したら次の15分間はおはじきとかそういうもので操作をしてみましょ、試してみましょ。その後、15分の練習問題というような形で、目先を変えるような活動の内容を変えることで、子供たちが飽きずに集中して楽しく学習できるようなモジュール式の活動を取り入れてくださいというふうをお願いしてあります。

それでもなかなか集中がつかない場合には、15分間は算数やるけれども、残りの15分については国語の音読をしましょとか、そういうことで、15分をいくつ合わせて一コマにするかなんていう形でも対応している学級、学校もございまして。

8日、昨日、再開後、指導室の指導主事が全ての各学校に支援に入りまして、必要な支援を、具体的に言えば、私も今日、小学校に行って授業をやってきたんですけれども、必要に応じて密を防ぐために学級を2つに分けて指導主事が授業を行うですとか、例えば那

珂市の場合には小中一貫非常勤講師というものを配置していただいておりますので、その先生に関しては単独の授業が行えますから、密が想定されるような内容については学級を分けて、小中一貫非常勤の先生に単独授業をしていただいたり、あとは、様々な県費の非常勤講師というものも小中学校にいろんな場面で配置されておりますので、県の通知の中では、単独でその先生が全てを授業するのは駄目だけれども、T1の担任の先生が指導計画をしっかり練ったものをT2として別の教室で指導することは認めるという通知が新たに来ておりますので、担任の指示を受けた後、しっかり県費の非常勤の方が別の教室で見守りしながら指導をすることは認められておりますので、適宜そのような形で現時点では対応を図っているところでございます。

笹島議員 健康推進課にちょっと聞きたいんで、先ほど富山議員の続きなんですけれども、那珂医師会とひたちなか市の保健所ということで、連携しながらやっていくということなんですけれども、那珂医師会としては、一部の小野瀬医院を含めて、四、五軒だと思うんですけれども、曜日と時間で発熱対象という形を、相談の電話ということで、電話して行って、その後、例えば私がそういう熱があるんだけれども、今言っていた新型コロナウイルスに感染しているかどうか、要するに陰性か陽性かPCR検査をしてほしいというふうにもう、やはりそういう感じになるわけですね、この新型コロナウイルスの感染状況の中では、そうしますと、その今言っていたホットラインのお医者さんがそこで判断してくれて、確たる病院ですか、新型コロナウイルスの対策をしている、予防対策している病院を紹介してくれて、そのままそこに自分で行くなり、救急車で行くなり、知りませんが、どういうシステムを取っていく形ですか。具体的にちょっと教えてくれないと、市民の方たちがもしもそういう感染に、私は陽性か陰性かというのは非常に気になる場所ですね。陽性だったら、もうやはりある程度、自分は隔離してもらわないと大変なことになる。陰性だったら、もう私は元気よく仕事ができると。非常にそういうところが一番、世界的に問題になっているところなんですけれども、そのところですね。そこをどういうふうな形で取るか、具体的に教えてくださいませんか。

健康推進課長補佐 お答えいたします。

今回こういった発熱外来ホットライン、こちらのほうで、まず自分が気になった症状があった場合に、病院のほうに御連絡をして、電話での診療をしていただきます。その診療の結果、症状によってレントゲンを撮ったほうがいいとか、その電話のやり取りだけで即PCR検査が必要だと判断ができるほどの状況があれば、PCR検査をしたほうがいいですね。保健所のほうと調整をして、そういったところができる医療機関を御紹介いただけるようにはなっております。

必ずしも全ての方が心配だからPCR検査ができるという状況ではなくて、PCR検査を行うに当たっては、いろいろな、今までも言われていますとおり、発熱が何日以上続くとか、流行地での接触の可能性がりますとか、海外に出かけていましたとか、そういっ

た条件をクリアした方がPCR検査の対象とはなりません。ただ、そこを判断するのはお医者さんの判断になりますので、そういったところは電話診療の中で具体的にお話しただいて、必要であれば、その後、医療機関のほうを御紹介いただくと。

その御紹介いただく医療機関についても、PCR検査ができる医療機関が必要となれば、保健所のほうで調整をしながらそういったところの御紹介をいただくような形になっていくかと思います。

笹島議員 今ね、それが問題になっていると思うんですよね。先ほど言っていた帰国者・接触者相談センターということは、要するに発熱、熱が出てから4日間自宅に待機してということ自体、もうそれ自体が重症化してしまうわけですよ。皆さんがやっぱり、今言っていた、望んでいることが陰性か陽性かということをはっきりしてくれと。要するに皆さん疑心暗鬼になっていて、私が陽性だったら、そうすると接触した人は物すごい迷惑かかって、今度は犯人探しになるわけですね、誰さんがどうかと。いろんなもので、今言っていたこの那珂市は小さい町ですから、いろんな面で誰がどうだとなるわけです。

ですからはっきりとね、今言っていた隔離してもらうのか、要するに陽性か陰性かとはっきりしてもらうには、やはり抗原検査とかPCR検査とかというものは必要なわけで。それをやはり今言っていたら一回しされたりですか、それから、もう少し自宅で待機してだとかというもたもたしていたら、どんどん重症化して行って広まっちゃう、感染しちゃう、汚染しちゃうということがたくさん出てくると思うんですよね。ですから、スピーディーにやる。那珂市として御相談を受けた。先ほど言ったとおり、医師会の中でも四、五件くらいしかないんですけれども、私見たんですけれどもね。曜日と時間がもう決められたところしかできないわけですよ、一般の患者さんがあるから。その間をやらなければいけないわけですから。ましてクリニックとか病院の方たちは、やはりそういう発熱の方、来院してくると困ってしまうわけですね、一般の今の患者さんも来ているわけですから。できるだけそういうことは電話でご相談して、保健センターに任せてもらうという形を取ると思うんですよね、自分の。それは分かりませんが。

だから、そういう具体的なもう今、私の話したようなことがシステム化されているのかどうか。これ大事なことだと思うんですよね。じゃないともうたらい回しされてしまうんですよ。あそこへ電話してください、こうしてくださいといって。そういうことをどういうふうにして、那珂市として、保険医療の健康推進課としてどういうふうにシステム化していくということはきちんとされたほうがよろしいと思うんですけれども、そのほうはどうですか。

議長 議員の皆さん、それから執行部に望みたいと思いますが、時間も大分たっております。

簡潔にひとつお願いを望みたいと思います。

健康推進課長補佐 議員御指摘のように市民の皆様からもそういった検査がすぐにできないと、そういった御意見はいただいております。ただ、市が単独でそういった検査センターを立

ち上げますとか、指定感染症ということで、そういったことができる状況ではないんですけども、そういったところを踏まえまして、保健所、県が検査センターができる場所を増やしている。現時点では、第2波、第3波に備えて増やしている状況であるというところでは今お答えすることはできないんですが、そういった情報に関しましては、県、保健所のほうと調整をしながら早急にこちらのほうでも把握をしていきたいとは考えております。

古川議員 すみません、ちょっと気になっているので、政策企画課に1つお聞きしたいんですけども、先ほど富山議員からいい那珂ごはんの件がございましたよね。この後、商工観光課が大きな3番でいらっしゃるから、そちらのほうに私は聞くつもりでいたんですけども、政策企画課にも分かっているほしいのは、この事業は、事業自体は商工会ですよ。それは分かりますよね。この事業は、そもそも新型コロナウイルス関連の飲食店支援の事業ではないですからね。商工観光課と商工会にも後で確認してみてください。

ただ、商工会がこの事業をやっていることに対して、市のホームページで掲載してあげたりとか、先ほど互助会のほうでそういうものを利用してくださっている、これはすごいありがたいことですが、事業の目的は新型コロナウイルス関連の支援ではありませんので、後で確認しておいてください。

以上です。

花島議員 まず先に確認したいのは、先ほど古川議員がおっしゃったようにまだ説明されていない分がありますよね。それに関連するものは後で質問できるということでもいいですかね。

まず、先に検査のことについて話したいというか、先ほど別の議員から質問がありましたけれども、私、3月議会で検査件数を増やすように要求してくれと言いました。検査の可能数は多分増えているんですけども、先ほど答弁にありましたように、4日の発熱者の接触の可能性みたいな話、海外旅行とかも含めてですね、だけで収まらないというのが今の状況ですよ。この症状の昔のものと違ってまずいところは、全く無症状のようなんだけれども、潜在的にあって、感染能力があるというところが要なんだと思うんです。ですから、ほんのちょっとした何か、僅かなものだけでも、とにかく早期に見つけるということが大事だし、接触といってもいろんな接触の仕方があるんで、やっぱり不安になったら見れるという体制が必要だと思うんです。

その点ね、今は医者判断でという話が認めるようになったんですけども、どうもそれも徹底しているように見えないし、医者に判断を任せただけでもちょっとよくないと思うんで、市からぜひ国だの県だのに強く要請してほしいと思いますね。実際に今の新型コロナウイルスの病態はこうなんだから、こうしてほしいという。

あと、ほかにも言いたいことがあるんですが、それはそのくらいにしておきます。

それから、PCR検査が非常に話題になっているんですけども、もう一つ重要なのはCT検査ですね。PCRで見つからなくても、CT検査でかなり怪しいというのは分かる

例があって、ただし、C Tは簡単なようで、汚染の可能性を考えたらそう簡単じゃないんですね。なので、その辺も含めて円滑にできるような体制、これは那珂市だけでどうこうの話じゃないので、県なり国なりと連携してやってほしいんですが、ぜひ要求してもらいたと思います。これはいいですよ、要請ですから。

別のことについて伺います。教育関係です。

I C Tの利用がいろいろ話題になっています。私、残念ながらG I G Aスクール推進事業ってそもそも何かと全然分からないから、とんちんかんな質問なのかもしれないですが、まずお聞きしたいのは、この学校に登校できないという状況の中で、小学校で6割、中学校で8割がインターネット経由で何かできたというお話です。この割合というのは何なんでしょうか。つまり人数の割合なのか、学校で用意したコンテンツなりなんなりに何割使われたという、その延べの利用なんですか。どちらかを聞きたいと思います。

学校教育課長 こちらにつきましては、オンラインでの朝の会で参加した参加率、小学校で6割程度、中学校の生徒で8割程度が参加したという割合でございます。

以上です。

花島議員 分かりました。朝の会という、その何かアクションに対してということですね。全体のいろんな用意したコンテンツの利用割合ではないということですね。

それからもう一つお聞きしたいのは、今後のことで、G I G Aスクール推進事業前倒しという件の中で、ルーターの配布とタブレットの配布というんですかね、学校の利用と兼ねるんでしょうけれども、考えていることです。そこでちょっと疑問になるのは、物を配布するのは一つのできることですけれども、利用料金は1つかかりますよね。その課金はどうなっているのか1つ。

それから、家に持ち帰って使ってもらおうということを考えたときに、利用しすぎ対策とか学習と直接つながらないことに使ってもいいんだけど、かといってですね、ゲームに使いまくるとか、その他いろいろあるわけですよ、可能性が。その辺の考え方というのは、このG I G Aスクール推進事業の中でどういうふうに整理されているんでしょうか。

課金の件と使い方の件の質問です。

学校教育課長 まず、モバイルルーターのほうですけれども、今年度いつというのは、先ほど来出ておりますけれども、こういった臨時休業になった場合に備えてということでの購入ということなんですけれども、そちらのほうは通信料金込みで数か月程度の分を現在のところ予算に計上しているというところで、買ってすぐ料金がかかるというような買い方はなくて、物は購入はしておいて、そういった場合に使えるように、その時点から料金がスタートするような感じで想定しております、こちらにつきましては、低所得によりまして家庭でW i - F i等の環境がない家庭への貸出しを想定しております、そういった意味では通信料金込みで貸し出すというようなことでございます。

もう一つ、1人1台端末になった場合に、例えば学習ではない、関係ないところへのア

クセスとかそういった部分なのかなと思うんですけども、そちらにつきましても、今後どういった設定ができるのかということも含めて、整備する中で考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

花島議員 学校関係以外の話です。

最初の頃の説明で、市役所でどういう体制でやったかというお話がありました。それで、保健所への応援、これをしたということと、感染症対策チームをつくったということなんですが、感染症対策チームには、やっぱり保健師みたいな資格なり、何というんだらう、専門性のある方が必要ですよ。一方で保健師は保健所に応援に派遣すると、人手は大丈夫なのかという心配があります。この点、どういうふうに配慮したのかお聞きしたい。

それから、感染症対策チームで具体的にどういう検討をしたり、あるいはこういう対策を取りなさいというプランニングしたのかどうか。あるいは、既存の本部ですか、本部の提案なり何なりでチェックをどういうふうに入れたのか、この2点をお伺いしたいと思います。

企画部長 こちらは、まず組織をつくったということではなくて、役割分担をしたというイメージで想像ください。基本的には、当然、新型コロナウイルス感染症対策については一義的には健康推進課が所管ではございますけれども、それに付随して様々な業務がどんどん膨らんで発生してきているという状況を踏まえて、全てを健康推進課にお任せするというのはちょっと職員体制でも荷が重いだらうということがありまして、大きくは2つのチームで役割分担をしていこうという趣旨で設置をしたものでございます。

ですので、保健医療関係というのは当然専門的な保健師等々がいる健康推進課が中心に、そちらの役割を担うと。それ以外の様々な市の企画を担ったり、市民の相談を担ったり、そして、広報、情報発信ですね、こういったほうを担うチームを別のチームとして組織して、こちらは所管を秘書広聴課と政策企画課に置いたということで、組織的にどうのこうのしたということではなくて、役割分担を2つに分けたと、明確にしたということで御理解いただければと思います。

花島議員 分かりました。感染症対策といっても、この感染症の何だかんだのものに対する対策であって、感染症そのものの対策は健康推進課がやったと、そういうことですね。分かりました。

あと、保健所の応援をして、こちらの手が足らなくなるということはないかというものについてお答えいただけていないんですが。

健康推進課長補佐 お答えいたします。

保健所の帰国者・接触者相談センターのほうの相談が4月中かなり多かったものですから、そういったものを受けて、県のほうから市町村の保健師に応援要請がありました。実際に応援に行きましたのは5月に入ってからで、那珂市のほうで行きましたのは5月1日

と13日、2日間になります。

毎日、保健所管内の市町村が全員で出向くというわけではなくて、一つ一つ順々に、那珂市ですとか常陸大宮市、ひたちなか市、東海村、順々に1名ずつ応援派遣をお願いしたいという要請がありましたので、そちらのほうで2日間、保健師が1名ずつ行ってまいりました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、これにて終了いたします。

休憩します。

再開を15時55分といたします。

休憩(午後3時40分)

再開(午後3時56分)

議長 それでは、再開をいたします。

続きまして、市の独自支援策等について、執行部より説明をお願いします。

まず最初に、税務課からお願いいたします。

税務課長 税務課長の茅根です。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料20ページをお願いいたします。

今回の税制改正につきましては、地方税法の改正によりまして、既に4月30日付で専決処分しております。専決処分については、1番、2番、3番でございます。

では、説明させていただきます。

1でございます。1につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月以降の収入について前年同期でおおむね20%以上の減少が生じたことにより、納税が困難である事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予することでございます。

2につきましては、2の(1)、こちらは中小企業等が所有する償却資産、事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置でございます。(2)につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充延長でございます。

3でございます。3は、軽自動車でございます。軽自動車の環境性能割の特例延長につきまして、さらに延長が特別に行われたということでございます。

4と5につきましては、今、国のほうから詳細なことが示されてきております。これらにつきましては、9月の議会でお示ししたいと考えております、準備しております。

4です。4は、イベントの中止などによって主催者に対し観客が入場料金の払戻し等を放棄した場合に20万円を限度して寄附金控除を認めるものでございます。

5につきましては、住宅ローンの適用条件の弾力化ということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 続きまして、政策企画課から説明を求めます。

政策企画課長 それでは、政策企画課でございます。

21 ページでございます。

公共料金等の支払い猶予についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により、公共料金等の支払いが困難な方につきまして、5月15日より支払い猶予の受付をしております。

1、対象の公共料金等でございますが、水道料金、下水道使用料をはじめ記載の11項目でございます。一番最後の公園墓地管理料につきましては、後から追加をしましたので、6月1日からの受付となっております。

2、猶予期間でございますが、令和2年9月30日まででございます。

3、申請手続でございますが、ワンストップ申請としまして、11項目の公共料金等のいずれか1つの担当課に対しまして、みなし申請同意書という様式に支払い猶予を希望する料金の丸印をつけていただいて提出することで、一括で申請を受け付けるというものでございます。

電話申請につきましては、その名のとおりでございますが、電話で申請を受け付けるものでございまして、来庁が不要ということでございます。

これらの方法によりまして、申請時の手続を可能な限り簡素化をしまして、対応しているところでございます。

4、5月末時点での承認件数は8件でございます。

このページの説明は以上でございます。

議長 続きまして、社会福祉課からお願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課長の平野です。

資料22ページを御覧ください。

資料3の3、特別定額給付金について御説明します。

資料1から5までは制度の概要となります。

この給付金は、1人当たり10万円の支給額を4月27日を基準日に住民基本台帳に記録された者を対象とし、受給権者は世帯主、世帯の人数分を名義の口座へ振り込むというものでございます。

次のページ、6でございます。

申請の方式については、3つの申請方式で受け付けております。1つ目はオンライン方式、これはマイナンバーカードを利用し、インターネットを利用して申請する方式です。2つ目は申請書取得方式、何も書かれていない白紙の用紙に必要事項を記入して申請する方式でございます。3つ目は申請書郵送方式、全国的に一般的に採用されている方式で、あらかじめ必要事項が印刷された用紙を郵送いたしまして、受け取り口座を記入して申請を返送していただくものでございます。

7、申請期限でございます。

オンライン方式については7月31日、申請書取得方式及び郵送方式については、ともに8月10日となっております。

8から10、給付実績についてでございます。

5月末日時点の状況でございますが、対象世帯の81.2%に当たる1万8,613世帯に対しまして支払いが完了しており、45億6,070万円となります。

以上でございます。

議長 続きまして、健康推進課、お願いをいたします。

健康推進課長 健康推進課でございます。

資料は24ページを御覧いただきたいと思います。

マスク、防護服等、必需品の確保について、市独自支援策でございます。

1、概要でございます。

市民に対し、全国的に入手困難なマスクや消毒液などの必需品の配布や必要な情報を届けることで、感染拡大を防止し、市民の不安を緩和するとともに、市内関連施設等においては、環境整備用消毒液を補充し、衛生管理の継続に努めます。また、さらなる感染拡大に備え、防護服やフェイスシールド等を確保しておくことで、緊急時に医療機関等と連携し、迅速に対応できるよう体制を整えます。

2、内容でございます。

(1) 電解水生成装置を購入し、市民へ次亜塩素酸水を無料配布する。

(2) 感染リスクが高い、または感染した際のリスクが高い対象者にマスクを配布する。

(3) 市民に対し、感染拡大防止のための周知を行う。

(4) 環境整備用消毒液を補充し、市内関連施設等の衛生管理を徹底する。

(5) 防護服やフェイスシールド等を確保し、緊急時の体制を整えるということでございます。

資料は25ページになります。健康推進課でございます。

休日診療委託業務、小児科の拡充について、市の独自支援策について御説明いたします。

1、概要でございます。

休日診療委託事業は、現在、那珂医師会加入の市内協力医療機関の輪番制で実施しておりますが、小児科専門医は含まれていないため、他市に依存していた小児科の休日診療を市内において実施できる体制を整備し、市をまたいだ医療機会を減らすことで、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るものです。

2、実施方法でございます。

那珂医師会との委託契約により現在の17医療機関に市内小児科専門医療機関を加え実施する。

3、休日診療実施日時でございますが、第1・第3・第5日曜日午前9時から午前11

時 30 分まででございます。

4、対象者は、中学生以下でございます。

5、開始日、令和 2 年 5 月 31 日 日曜日からでございます。

6、市民への周知ということで、茨城県救急医療情報システム、市報、広報なか及びお知らせ版、市ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター、メールマガジン等で周知をしております。

7、委託料でございます。1 回当たり 4 万円、年末年始の 12 月 31 日から 1 月 3 日までの 4 日のみ 1 回当たり 5,000 円の加算がございます。

8、予算額でございますが、165 万円を見込んでおります。

説明は以上です。

議長 続きまして、こども課からお願いいたします。

こども課長 3 の（6）子育て世帯への臨時特別給付金についてを御説明いたします。

ページは 26 ページでございます。

まず、1 の目的でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとしまして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給するというものでございます。

2、支給対象者についてですが、令和 2 年 4 月分の児童手当本則給付の受給者ということで、約 6,600 人が対象となります。

3、給付額ですが、対象児童 1 人につき 1 万円となります。

4、支給時期ですが、初回を 6 月 26 日 金曜日に設定をいたしました。

5、支給手続等ですが、公務員を除きまして、給付対象者は申請手続は不要ということになります。給付金の受け取りを辞退する場合にのみ市に届け出る必要がございます。給付対象者が公務員の場合には、勤務先であります所属長で支給対象者であることを証明した上で、本人が居住する市町村に申請をする必要がございます。

6、支給までのスケジュールですが、5 月 11 日には市のホームページ等による制度の周知を行いまして、5 月 29 日に給付対象者へ案内を通知いたしました。6 月 10 日は給付金を辞退する場合の申請期限を設定いたしました。基本的には 6 月 26 日に給付金の振込を完了する予定ということになってございます。

なお、公務員につきましては、市への申請が必要となるため、その後の対応となる予定でございます。

このページの説明は以上でございます。

議長 続いて、3 の 7 もお願いいたします。

こども課長 3 の 7、市独自支援策であります、ひとり親家庭等臨時応援給付金について御説明をいたします。

ページは 28 ページでございます。

まず、1、目的でございますが、ひとり親家庭である児童扶養手当受給者、障がいをもつ児童の保護者などの特別児童扶養手当受給世帯、先ほど御説明いたしました国の緊急経済対策であります子育て世帯への臨時特別給付金からは対象外となっております児童手当の特例給付対象世帯、さらには高校生世帯などでも新型コロナウイルスの影響で長引く学校休業などによる各家庭の経済的な影響が大変大きくなっているところでございます。市では、これらの影響や不安を少しでも緩和するために、国の制度を補う市独自の臨時的応援給付金を支給するとしたものでございます。

2、対象児童ですが、①から⑥までの方を対象としておりまして、①児童扶養手当受給者は、いわゆる母子家庭などのひとり親世帯で 550 人、②特別児童扶養手当受給者は心身に障がいをもつ児童を看護している父母などで 110 人、③遺児学資金受給者は、病気や事故等により父や母を失った遺児などで 50 人、④小児慢性特定疾患医療受給者は、子供の難病と言われるものでございまして、50 人、⑤特例給付対象者とは、所得が一定の基準以上の方で 220 人、最後に⑥高校生は、年齢で 16 歳から 18 歳の方で 1,700 人の合計 2,680 人を対象としてございます。

3、支給対象者と給付額につきましては、先ほどの対象児童の保護者を中心に看護や養育をする方にお支払いするということとしておりまして、その金額はひとり親や障がいをもつ方を養育されている御家庭などには 2 万円を、国の制度の対象外となった方や高校生には 1 万円を支給いたします。

4、支給時期でございますが、初回を 6 月 26 日金曜日に設定いたしました。

5、支給手続ですが、①児童扶養手当、③遺児学資金受給者、⑤特例給付の方は既にこども課のほうで口座情報を取得しておりますので、申請手続不要でお支払いいたします。それ以外の方につきましては、口座情報等を記入した申請書をこども課のほうに提出していただきまして、お振込の手続をいたします。

6、支給までのスケジュールでございますが、5 月 11 日には、市のホームページなどで制度の周知をスタートしまして、5 月 20 日には給付対象者へお知らせ及び申請書を郵送いたしました。現在、その申請書が戻ってきている状況となっております、6 月 10 日で一度締切りを行いまして、そこまでに申請があった方と、申請不要の方に対しまして、6 月 26 日に第 1 回目の給付金の支払いを行います。

それ以降につきましては、随時支払いを行ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

議長 続きまして、保険課からお願いいたします。

保険課長 保険課長の生田目です。

それでは、3の8、国民健康保険の傷病手当金について御説明をいたします。

資料は 30 ページになります。

こちらは、4月22日付、議会のほうから緊急要望の中の1つの案件でございます。この案件につきましては、本会議の議案第41号で提案をさせていただいておりますが、5月1日付で専決処分をさせていただいているものです。

まず、1、概要でございますが、新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いがあり、労務に服することができなくなったときに、その療養期間中の生活保障として支払われる給付金である傷病手当金を支給するというものです。

2の(1)の支給対象者ですが、国保加入者のうち、被用者であって、新型コロナウイルスに感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者になります。

(2)の支給対象期間でございますが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となります。

(3)の支給額でございますが、直近の継続した3か月の給与収入から日額を算出しまして、その日額の3分の2の額に支給対象となる日数を掛けた額となります。

3の(2)の財政負担ですが、支給した傷病手当金につきましては、国の交付金で全額措置をされます。

4、対象期間ですが、令和2年1月1日から令和2年9月30日となっております。

5、申請方法ですが、申請書に事業者記入分、医療機関記入分を添えまして、保険課のほうに提出をしていただきます。

続いて、31ページをお開き願います。

6、周知方法ですが、広報なか、ホームページに掲載するほか、7月に送付します保険税の通知に制度周知のチラシを同封する予定となっております。

8、後期高齢者医療保険ですが、75歳以上が加入する後期高齢者医療保険におきましても、国保と同様に傷病手当金が創設されておりますので、市において申請受付のほうを行ってまいります。

傷病手当金については以上になります。

議長 3の9もお願いいたします。

保険課長 続きまして、国民健康保険税の減免等について御説明をいたします。

ページ数のほうは32ページでございます。

まず、1、概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定以上収入が減少した加入者等に係る保険税につきまして、減免、または減額を行うというものでございます。

2、対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯につきましては全額免除、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、次の①から③までの全てに該当する世帯につきましては、一部を減額いたします。

算定方法につきましては、(イ)にございますとおり、2の主たる生計維持者の減少が

見込まれる収入に係る前年所得がCの世帯全体の前年の合計所得金額に占める割合を出しまして、それにAの世帯の保険税を掛けまして、次のページ、33ページでございますDの主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合を掛けまして減免額のほうを算出いたします。

3(2)の財政負担でございますが、減免した額は、国のほうから全額措置されるということでございます。

4、対象となる保険税の納期限でございますが、令和2年2月1日から令和3年3月31日となっております。

5、申請方法ですが、申請書に収入申告書、その他必要書類を添付しまして、保険課のほうに提出をしていただきます。

6、周知方法ですが、先ほどの傷病手当金と同様に行ってまいりたいと思います。

8、の徴収猶予ですが、先ほど税務課のほうから説明のありました徴収猶予制度の特例になりますけれども、前年同時期と比べ約20%の減少があり、一時に納入が困難と認められた場合に1年間の徴収猶予がございます。

9、後期高齢者医療保険ですが、こちらにつきましても国保と同様に減免制度が設けられましたので、市において受付申請を行ってまいります。

徴収猶予につきましては、既存の要綱により行ってまいります。

以上でございます。

議長 続きます、介護長寿課からお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。

介護長寿課からは、介護保険料の減免等について御説明いたします。

資料は34ページを御覧ください。

1、目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した被保険者に対しまして、介護保険料を免除することで、市民生活の安定に資することを目的としております。

2、対象者及び減免額でございますが、こちら減免額の算定方法につきましては、先ほど保険課長より御説明のございました国民健康保険税の減免の算定方法と、対象者や基準となる所得金額、減免割合などの違いはございますが、ほぼ同様でございます。

(1) 新型コロナウイルスに感染症によりまして、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負われた第1号被保険者につきましては、申請によりまして、全額免除となるものでございます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれる場合は、35ページ、次のページになりますが、別表第1で算出したしました対象保険料額に別表第2の令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて算定いたしました金額を減免額とするものです。

算定する際には、令和元年の合計所得金額により減免割合が変わりますために、減少額が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、また、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であることなどの条件がございます。

34ページにお戻りいただきまして、3、減免の対象となる保険料でございますが、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料になります。

4、申請方法並びに5、周知方法でございますが、申請につきましては、減免申請書に収入の減少を確認できる書類等を添えていただきまして、市に提出をお願いするものでございます。

また、周知方法でございますが、市の広報及びホームページに掲載をいたしますとともに、8月に送付いたします令和2年度の保険料の通知書にチラシを同封する予定でございます。

6、国の財政支援でございますが、今回の保険の減免に要した費用は全額交付金により措置をされることになっております。

7、保険料の徴収猶予でございますが、減免とは若干適用に違いはございますが、規則により対応を行うこととなっております。

介護長寿課からは説明は以上でございます。

議長 続きまして、商工観光課ですが、3の11から14まで一括でお願いいたします。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料36ページを御覧ください。

緊急事業継続給付金についてになります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大きな影響を受けている市内の中小企業、個人事業主のうち、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して、1事業者当たり最大50万円の給付金を支給することとしております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定でおります。

給付対象者及び要件につきましては、市内の中小企業、個人事業主のうち、国の持続化給付金の対象とならない事業者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少した月があり、2019年以前より事業収入があつて、今後も事業継続する意思があり、国ほかの市町村から持続化給付金等の給付を受けていない、また、受ける予定がない、併せて申請時点で市税に未納がない事業者となっております。

こちらの給付につきましては、1事業者1回限りの給付となり、金融機関口座への振込により給付を行います。

申請につきましては、5月25日から受け付けており、翌年、令和3年2月28日まで受付期間を設けており、郵送での申請をお願いしているところでございます。

続きまして、資料37ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策拡大防止協力金についてになります。

こちらは、県の要請や協力依頼に応じて施設の使用停止や営業時間の短縮に協力した市内の中小企業、個人事業主に対して、自己所有の対象施設で協力した場合は5万円、賃貸中の対象施設1か所で協力した場合は10万円、賃貸中の対象施設2か所以上で協力した場合は15万円を県の協力金に上乗せして支給するものになっております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定でおります。

給付対象者及び要件につきましては、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に協力した市内の中小企業、個人事業主のうち、県から協力金の支給を受け、その協力金を受けるに当たった休業要請対象施設を市内に有している事業者になります。こちらは1事業者1回限りの給付となり、金融機関口座へ振込により給付を行います。

申請につきましては、5月25日から受け付けており、8月31日まで受付期間を設けており、こちらも郵送での申請をお願いしております。

続きまして、資料38ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金についてになります。

こちらは、県パワーアップ融資制度を利用し、茨城県信用保証協会に信用保証料を納付した市内の中小企業、個人事業主に対して、信用保証料の2分の1を補助するものです。県補助と併せて事業者の信用保証料の実質負担はなしというものになります。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定でおります。

補助対象者及び要件につきましては、県パワーアップ融資制度の利用者で県から信用保証料の補助を受けた市内の中小企業、個人事業主のうち、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号、または同条第6項に基づく認定を受けて、令和2年4月1日以降にパワーアップ融資に係る保証承諾を受け、令和3年3月31日までに融資が実行され、保証協会に保証料を納付し、申請時点で市税に未納がない事業者になります。1融資につき1回の給付となり、金融機関口座への振込により給付を行います。

すみません、資料では「1事業者1回限り」となっているかと思うんですけども、こちらは「1融資につき1回」に訂正をお願いしたいと思っております。誠に申し訳ございません。

申請につきましては、郵送での申請をお願いしており、5月25日から令和3年3月31日まで受付期間を設けているところですが、県パワーアップ融資制度で予定していた年間の融資枠を既に大幅に超過していることから、6月5日をもって同融資制度の取扱いを終

了することとなった通知が県からございました。今後はこちらのパワーアップ融資に代わるものとしたしまして、新型コロナウイルス感染症対策融資等の融資制度を紹介してまいります。

なお、今御紹介させていただきました新型コロナウイルス感染症対策融資につきましては、要件というものもいくつかありますけれども、融資額 3,000 万円までは県パワーアップ融資制度と同様に 3 年間無利子、信用保証料がゼロとなる制度となっております。

では、続きまして、資料 39 ページをお開き願います。

茨城県中小企業事業継続応援貸付金負担金についてになります。

こちらは、売上げが急減して廃業や倒産が懸念される中小企業、個人事業主に対して、県と協調して、当面の事業継続に必要な資金の貸付けを行い、雇用の維持や事業の継続を支援するものであり、1 事業所当たり最大 200 万円を限度に資金を貸し付けるものとなっております。

なお、この貸付金制度は県内全 44 市町村が協調融資として賛同しているところでございます。

負担割合につきましては、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 で、市といたしましては 1,850 万円を一般財源で負担することとなります。

貸付対象者及び要件につきましては、引き続き 1 年以上の事業を営み、売上高が前年同期より 50%以上減少し、公的融資制度や民間金融機関の融資を受けられなかった事業者になります。

新規貸付枠といたしまして、県全体で 44 億円となり、貸付期間は 10 年以内、据置 5 年以内、10 年を限度に 1 回の期間延長を認めております。また、無利子、無担保となっております。

相談及び申請先につきましては、市の商工会となっております。

商工観光課からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、3 の 15、農政課からお願いをいたします。

農政課長 農政課長の浅野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の 40 ページ、緊急事業継続給付金についてでございます。

概要でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大きな影響を受けている市内の農業者のうち、国の持続化給付金の対象とならない農業者に対しまして、最大 50 万円の給付金を支給するものでございます。

先ほど商工観光課のほうから緊急事業継続給付金の説明がございましたけれども、こちらにつきましては、給付の対象が農業者となるということでございます。給付の対象が農業者ということになりますので、給付額、給付要件、給付方法など、商工観光課と同様の内容でございます。したがって、国の持続化給付金の対象とならない農業者で、新型

コロナウイルス感染症の拡大により、一月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少した月があり、今後も事業の継続の意思を持つ場合に、法人、個人を問わず支給するものでございます。

緊急事業継続給付金については、以上でございます。

議長 続いて、もう一件ありますね、3の16、農政課。

農政課長 続きまして、41ページ、ドライブスルーいい那珂マルシェの開催でございます。

概要でございます。

新型コロナウイルスの影響で学校給食や飲食店への野菜の納入ができなくなった農家を支援するため、密閉、密集、密接の3密を防ぐ感染防止策を講じながら、新たな販売形態としたドライブスルー形式により、段ボール箱詰めした農産物の販売を行うものでございます。こちらにつきましては、今後も引き続き開催を計画しており、事業費としまして、消耗品である専用の段ボール、手袋、消毒用のアルコールなどを購入のための費用72万6,000円を計上しているところでございます。

既に先々月、4月23日と先月、5月23日の2回ほど中央公民館駐車場を利用して開催をしたところでございます。第1回につきましては、1箱1,500円30箱を用意し完売、また、第2回につきましては、事前予約により1箱2,000円110箱を用意し完売いたしました。

なお、第2回の開催時には併せて那珂市産の野菜と常陸牛を使用したハンバーガーを販売し、こちらも完売となっております。

説明につきましては以上でございます。

議長 各課からの説明が終了いたしました。

何か確認したいことありますか。

古川議員 まず、保険課にちょっとお伺いしたいんですが、32ページ、3の9の件なんですけれども、ちょっと内容が具体的によく分からないんですが、例えばですけれども、この主たる生計維持者というのは、例えば中小企業とか個人事業主とか、もちろんその方が生計維持者であればいいわけですね、対象になるんですよ。そのときに、収入の減少についてなんですが、これ前年というか1年間でしょう、前年の事業収入等の額の10分の3以上が減少、つまり売上げが3割以上減った方ということになると思うんですが、それですね、商工観光課から御説明のあった、例えば持続化給付金とか、あとは休業の要請協力金とかを頂いたお金というのは、事業収入になると私聞いているんですよ。となると、この事業収入の計算、10分の3以上というところに持続化給付金とか頂いた方はどういうふう判断すればいいのか。含んだほうがいいのか、含まないほうがいいのか、お分かりになりますでしょうか。

保険課長 お答えします。

こちらの給付金等につきましては、事業収入等の収入のほうには含めないということに

なっております。

以上でございます。

古川議員 含めないことになっているというのは、この減免等に関しては含めなくていいよという意味ですよね。税法上で言うと、含めることになっているみたいなので、課税対象にもなりますから。分かりました、含めなくていいということですね。

すみません、もう一つお願いします。

商工観光課に伺います。

先ほどちょっと大きな2番のほうの説明の中で政策企画課にお話をしたんですが、商工会で事業主体で行っていただいているいい那珂ごはん、参加店募集ということで、飲食店宛てに募集のチラシ等が届いて、緊急企画第1弾、緊急企画第2弾という形で、第1弾は、市のホームページとかでもリンクを貼って載せてあげますよと。第2弾についてはチラシも作っていただいて、もちろん先ほど政策企画課がやっていらっしゃるといふふうにおっしゃっていた市のホームページ等にも載せて。それから、永久保存版の冊子も作ってあげましょうというようなことがその募集のチラシにあったんですね。これもう本当に飲食店とかにとっては物すごくありがたいことだなと思ったのですが、よくよくその募集のチラシを見ますと、登録料2,000円、それから、割引をしますかしませんか、割引をする場合には全額店舗負担と書いてあったんです。えと思ったんです。この時期にそれやるかいつて。ほかの自治体なんかでは、例えば値引きとかいう分については、市のほうで半額補助しますよとか、何百円補助しますよなんてやっている自治体ありますよ。この企画は、金取ってさらに値引きも促すのかと。飲食店潰す気かというような声が飲食店の仲間からもいろいろ聞かれました。

なぜこれ市に言うかということ、市で補助金を出しているからです。これ新型コロナウイルスの関連の支援事業でないということを先ほど政策企画課長に言ったんですが、その証拠は、今年度の当初予算にのっているからです。つまりもともとやる予定だった事業だということです。たまたまやる時期がこの新型コロナウイルスの時期とかぶってしまったんだというのが商工会の御説明です。

それで、事業そのものは、私も先ほど言いましたようにありがたいな、いい事業だなと思います。登録料を払ってもね、広告宣伝費と考えれば安いもんですよ。ただ、このコロナで苦しんでいるときにやる事業じゃないでしょうというお話をしたんですが、いや、やらせてくださいということなんです。今年度事業ですから、落ち着いてからね、夏以降とかやればいいと思うという話もしたんです。ところが、昨日、商工会にまたお邪魔しましたら、もうチラシもできています、折り込みの準備もできています。ですから、今さら中止はできないと思います。

だから、ちょっとその辺をどういふふうにな、補助金を出している市としてお考えになっているのか。商工観光課にも先日私お伺いして、その話をさせていただきました。今後

ちょっと検討させてくださいということだったので、その後どうなったのか伺います。
商工観光課長 商工観光課です。

ただいまの古川議員のお話なんですけれども、こちらに話があったことは伺ってもおります。

議員おっしゃるとおり、こちらの事業につきましては、もともと令和2年度の予算を組む、前年の秋ぐらいから、もうこの事業をやるということで補助の要望が出ていた事業になります。

こちらにつきましては、第1弾及び第2弾につきましても、話としては、私のほうでは内容等につきまして、その割引券についてはちょっと私もはっきりとは覚えていないんですけれども、こういった事業をやるということは聞いておりました。

その中でお話をさせていただいたところ、やはり当初から予定していた事業であるので、商工会サイドとしては行いたいという話がございましたので、もともとのこちらも補助の要望があったときの内容と大きく変わっている、タイミング的にちょっといろいろというのはあるんですけれども、ほぼ変わっていないところもあるので、あまり指導というか、そういったこともちょっとできないかなと。もともとの予定どおりの部分もありますので、できないかなということ判断いたしまして、やりたいということでありましたので、分かりましたという判断をしたところです。

以上です。

古川議員 分かりました。

分かりましたけれども、この事業を私は否定は、先ほどから否定しているつもりはございません。ただ、今、飲食店が大変な思いをしているのに、金取ってさらに割引させてという、潰す気かよというふうに私は正直思いました。

これ実は今回参加店が40店舗ぐらい集まったんでしょうか。それで、その行ったところでシールを貼ってもらって、3枚集めると食事券がもらえるというようなものをキャンペーンとしてやると。これ締切り8月いっぱいです。

だから、もともとやろうとしていたことであれば、8月いっぱいなんて、なぜそこで締切りがあるんだろうと。まさしく新型コロナウイルスの支援じゃないかいと思ってしまうんですね。そういう判断をしたのであれば、そのような説明をしますが、ただ、飲食店の人は、今のような説明を受けていませんからね。だから、みんな、何だよというふうに言っているし、ほかの自治体とやっぱり比較されてしまうわけですよ。ほかの自治体では市が補助してくれているのに、那珂市はというふうに皆さんおっしゃっています。

ですから、その辺を説明できるように、私も知り合いにはお話はしますけれども、全部に説明できるわけではございませんので、その辺の話があったときには担当課でもお願いいたします。

以上です。

笹島議員 商工観光課と多分、農政課にわたると思うんですけども、市独自の支援策ってありますよね。1つは50万円を給付するという形のものかな。これは国で、法人が最大200万円、個人が100万円というので、それは50%を前年度よりも下回った場合。市独自ということで、30%から50%未満に対してという。一応これについて何件くらいと予算どのくらいつくあれかということと、それから、県のほうで、独自であれば法人、個人問わず休業協力金というのか、これ10万円のもの市のほうでもそれに合わせて1件につき5万円ということ。これも、予算とどのくらい予定しているのか。

あと、農政課も同じようなものを行っていると思うんですけども、その5万円に関してですね。これちょっと伺います。

商工観光課長 商工観光課です。

こちらの継続給付金最大50万円というものについてなんですけれども、こちらは、一応、市といたしましては、件数的には今のところは260事業者というものを見込んでいます。

また、県のほうの協力金のほうにつきましては200事業者を想定しているところです。

農政課長 農政課でございます。

農政課のほうの給付金の対象者でございます。販売農家を対象としておりますが、第1種兼業農家の85戸、認定農業者の90戸を合わせました合計176戸に対して母数を設けております。そのうち予算の見込みとしましては、約20戸ということで考えまして、最大で50万円に20戸を乗じまして1,000万円の予算を計上したところでございます。

以上でございます。

笹島議員 市独自で支援策をつくって、これなかなか大変だと思うんですけども。あと、そこに今度は支払い猶予とか減免したりとかとね。今度は、猶予したり減免したりすると、やはりある程度税収不足になってくると思うんですけども。財政をどうしたらいいかという、財政調整基金を取り崩しているかどうか分からないんですけども、それもやらなければいけない。それから、歳入の部分からしてみれば、国・県の交付金ですか、それどのくらいもらえるか私も分からないんですけども、そのバランスをどのようにするのか。一般質問になってしまったんですけども。

財政課長 財政課長の大内でございます。

議員御指摘のように今回の独自支援策を含めた補正の財源としましては、財政調整基金のほうから約5億円弱を取り急ぎは措置しまして、予算のほうは組んでおります。今後、国の交付金等の額のほうも出てくると思いますし、最終的に年度でいえば、中止になる事業等も出てくると思いますので、しかるべき時期を見計らった上で財源のほうの組替えは行っていくという考えでおります。

ただ、いずれにしてもこういった緊急事態でございますので、ある程度、財政調整基金のほうについては充当していかなければいけないという部分にはなるかと、そういう考え

ではおります。

以上でございます。

小泉議員 長くなって申し訳ないんですが、私からも質問させていただきます。

今、予算の話がありました。古川議員からも質問があったように、やはり今時点で中止になる事業、要するにもう使わないだろうと見込まれる予算、それと、新型コロナウイルス対策として予算は組んだけれども、方向転換をしなければいけないもの、そういったものをこの時点で総括すべきじゃないんでしょうか。その上で、那珂市としてどれぐらいの予算規模をもてるのかということがないと、どうなのかなと思うんですよね。

例を挙げて申し訳ないですが、一財で入れる予定だった市役所の駐車場の改修なんていうのは、私から言わせてもらえば、来年でもいいだろうと思うんです。それで何千万円生まれますか。まずそこをやって、どれぐらい財政規模がありますというところでやるべきじゃないかなと思うんですが、そのあたりどのように考えられているかお聞かせください。

財政課長 お答えいたします。

議員御指摘のように、当然取りやめるべき事業というのは、今までの目線から1ランク上げた上で精査していく必要はあるというふうには考えております。これは今年度をかけて、当然もう凍結している事業はありますし、これからも新型コロナウイルスの影響というのは予断を許さない状況でありますので、そういった事業が増えてくることも予想されます。そういったものは当然精査していきますけれども、まず今回の補正予算については、対策すべきものを予算化するというものを財政課としても必要だというふうに考えておまして、まずは出すべきものをしっかり対策として出していくと、そういうところで、その財源で財政調整基金を使ったというふうに御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

小泉議員 財政調整基金を使ったことは全然批判していませんし、5億円と言いますけれども、多分これ見ていくと、相当の部分は交付金で戻ってくるだろうなど。当初1兆円規模のときに、どれぐらい入るんですかね、5,000万円ぐらいですかね、3兆円規模に拡大されましたんで、それからいくと4億5,000万円、そうなると、5億円出したとしても、全部がそこに該当するとは思えませんが、財政調整基金はある程度、最後は戻ってくるものだろうなというふうに思います。そう考えると、もっともっと私は使える部分というのがあるんじゃないかというふうに思うんですが。それで、今もし何か使う当てがないということであれば、1つは新型コロナウイルス基金のようなものをつくって、そこに中止する事業の予算の積み上げとか見直すべき事業の予算の積み上げをしていくというようなことも1つの方法かなと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

財政課長 まず、今の基金のお話ですけれども、国から来る交付金等については、基本的に基金への充当というのはできるものではないというふうに、国から今回は来ておりますので、

当該年度に使わなければいけないというふうに考えております。また、まずは新型コロナウイルス対策については、今年度対策として措置していかなければいけないものについて使っていくという話になりますので、今現在、基金に積みますというよりは、当然対策すべきものに対して、できる範囲の中で当然予算のほうを措置していくという考えになりますので、今すぐ基金のほうをつくるというところまでは検討している状況ではございません。

小泉議員 ぜひ、今時点で一度事業を各課振り返っていただいて、中止するもの、それから、これは優先順位が、要するに今の予算というのは新型コロナウイルスが起きる前に組まれている予算ですので、当然、新型コロナウイルスの対応に使えるお金なんて一銭もないはずなんですよね。それであれば、新型コロナウイルスのこの状況を捉えて今どう考えるか、必要なものにどうお金を回していくかというところは、やはり事業の見直しというものを早急にさせていただいたほうが私はいいんじゃないかなというふうに思いますので、その点よろしく願いいたします。

それから、今回税金等の延納ということで認められておりますけれども、やはり実際に市民に届く対策を取ってほしいんです。例えば水道料金を半年間 20%減額するとか、延納では、結局これは払うものですから、1年引き延ばすだけの話です。そういった市民に直接市の政策が見える対策を取ってほしいなと思うんです。

今回、水道課がいませんので、これ誰に言ったらいいのかなというところで、総務部長いらっしゃいますんで、ぜひそういったところも議題に出たということで、担当の水道課のほうには伝えておいてほしいんですが。水道課じゃなくてもいいんですけれどもね。先ほどのデリバリー支援とかもそうだと思うんです。これちなみにデリバリー支援は商工会に入っていない業者も対象になるんですか、今、古川議員が言った事業というのは。デリバリー支援じゃなくて、古川議員が言った商工会で今度取り組む事業というのは、商工会以外の事業者も対象になるんですか。

商工観光課長 商工観光課です。

さきに古川議員のほうで質問いただきました商工会のいい那珂ごはんのほうの参加者につきましては、会員のみということで聞いております。

それで、今回そちらのチラシ関係のものではないんですけれども、商工会の青年部のほうで今度は会員とか一切抜きにして、市内の業者で参加したいというところがあれば紹介をしていくということで、お腹いっぱいごはんだったかと思うんですけれども、そういったものを始めておりますので、一応、市内の商工会の中では事業者が飲食店ですけれども、そういったところが参加できるというふうにはなっていると聞いております。

以上です。

小泉議員 商工会青年部が今、一生懸命やられているのはよく知っています。市長もかなり協力されて、フェイスブック等でお店を訪れて情報発信されているところだと思いますが、

市の事業で商工会に委託を出すのであれば、やはりそこは市の業者が全部対象にならないと、一部の業者ではまずいんじゃないかなと思うんです。商工会が主体で商工会の事業費でやるのであれば、それは商工会の会員ということにもなると思うんですが、市が予算をつけて商工会にやっていただくということであれば、それは全部の事業者が対象になってこないとまずいんじゃないかなと私は思います。

ただ、今回の事業がどういう形で委託を出されているのか、商工会の事業として縛りをかけない中で、市が50万円なら50万円の中で好きにやってくださいというものであれば、ある程度の理解はできるんですが。商工会に入っているから、入っていないからという状況じゃないと思うんですね、今の新型コロナウイルスの状況は。もちろんこれで逆にそういったところを救えば、収まったときには商工会に加入してくれるかもしれない、それぐらいの意識を持って取り組んでいただければなというふうに思います。これは商工会に言うべき話で、商工観光課に言ってもしょうがないかもしれませんが。ぜひですね、そのあたりはしっかりと、今何が重要かというところ、どの人たちを救うべきかというところは、しっかりと見据えた上で対策を取っていかないと、市民に届かなければ、那珂市は何もしていないということになってしまうんです。

これだけいろいろやっても、評価されないというのはもったいないと思います。それであれば、私はやっぱりほかのまねごとでも、やるべきことはやっていく必要が今からでもあるんだと思います。デリバリー・テイクアウト支援というの、富山議員からも出ましたけれども、多分、同じ思いだと思います。いろいろと話を聞いていけば、ほかの市町村でこういうことをやっている、ああいうことをやっている、那珂市はとなるんですよ。私は、今からでもデリバリー・テイクアウト支援、ただ、商工会の事業が走っておりますので、そことの兼ね合いをどうするかということはあるかもしれませんが、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから、プレミアム商品券、飲食店だけ助けるのかという声には、飲食店も助けるけれども、全体の事業者も助ける、プレミアム商品券の発行としてはいかがかと思いますが、これについては、これも商工観光課長でよろしいのでしょうか。どのように考えますでしょうか。

商工観光課長 商工観光課です。

ただいまのプレミアム商品券、または地域振興券とかいろいろ言い方はあるかと思いますが、今回、国のほうの第2次補正、そういったこともありますので、それに限らず何かしらそういった市民全体的な支援とかにできるようなものが何ができるかということを考えながら、今のプレミアム商品券のことも、当然選択肢と含めながら考えていきたいと思っております。

以上です。

小泉議員 ぜひよろしくお願いします。

ほかでも始まっていますんで、これは、私今回専決もいろいろありますけれども、全部が専決でいいとは思っていません。臨時議会どんどん開いていただいて、私は結構だと思っています。スピード感を持って、どんどんやっていただきたいというふうに思います。

もう一点、農産物、これは農業者もやはり支援していかなければいけないと思っています。ここに小さく出ていますけれども、小さい、本当に直売所なんかに出すことを楽しみにしている農家というものを今潰すわけにいかないと思うんですね。その場合に、例えば直売所の仕入価格に市が補填をしてあげることで、適正の価格で農家から買取り、その分、安く消費者に売る、こういったことも可能だと思うんですけれども、これについては実施する考えはないでしょうか。これは農政課長ですかね、お願いします。

農政課長 農政課です。

今、議員がおっしゃったとおり、様々な支援の方法があると思います。今後も引き続き新型コロナウイルス対策が続くと思いますので、こういったことも、議員が言ったことも念頭に置きながら、様々な事業を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

小泉議員 ぜひお願いしたいと思います。

市内の消費を、やはりアフターコロナ、これを契機にどうやって那珂市の人に那珂市の野菜、それから那珂市の商店に目を向けてもらうか、ここを頑張るって市が手助けすることで、アフターコロナ、コロナ後にその人たちがまたそのお店に行く、直売所に行って那珂市の野菜を買う、こんな経済の循環をつくらなければいけないと思うんです。そのためには、今、苦しくても、財政調整基金を使ってでも、やはりやるべきことはやっていかねばいけないと私は思います。ぜひですね、市民から那珂市はよくやってくれると言われることを期待していますので、ぜひとも私が今言いましたいくつかの提案、真剣に考えていただきまして、実行していただきたいというふうに思います。

最後にもう一つ。これすみません、28ページのひとり親家庭臨時応援給付金とありますけれども、これよく見ると、ひとり親だけじゃないですよ。これネーミングって僕すごく大切だと思うんですけれども、これだといかにもひとり親世帯にだけの給付金だというふうにとられかねないと思うんですけれども、こういうものも正確にネーミングすることで、やっぱりしっかりと市民に伝える必要があると思うんですけれども、これどうなんでしょうか。

こども課長 こども課です。

こちらにつきましては、国の制度につきましては児童手当の支給世帯ということで、中学生以下の世帯ですね。そちらに一律に1万円ということなんですけれども、那珂市独自で行う事業としましては、ひとり親世帯、いわゆる児童扶養手当受給者、こちらが550人いらっしゃるということで、このひとり親という経済的にも厳しくなっているだろうと思われるところに効果的に交付金を支給するというのを主たる目的として考えておりま

したので、名前的にもひとり親家庭等という形にはいたしましたけれども、ひとり親という名前にしたところでございます。

小泉議員 分かりました。

制度的には反対しているわけじゃないんですよ。意味も趣旨も分かります。ただ、だってこれ高校生に出すんじゃないですか。だとしたら、そういうものがダイレクトに伝わる名前のほうがいいんじゃないかなと私は思います。これでいくと、あくまでもぼっと見、ひとり親に補填するんだなというふうに私は捉えました。今説明した中身を聞いて、高校生も入っているし、これ名前とちょっと政策が一致していないなというふうにごく思いましたんで、そのあたりは、やはり市民に分かりやすく政策の意図が伝わる形のネーミングというものもすごく大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

原田議員 特別給付金についてなので、社会福祉課にお聞きしたいんですけども、こちらの申請方法について、オンライン方式、申請書取得など、郵送式とあるんですけども、給付が大分進んでいるので安心はしているんですけども、ここに取りこぼされる方もいらっしゃると思うんですね。私の家も高齢の、他市なんですけれども、いるところにあつて、御高齢のおひとり暮らし方で、また、老々介護の方も最近は多くいらっしゃるって、そういった方が郵送方式できるのかというところがちょっと心配だったところなので、ほかのどこかか忘れたんですけども、自治体によっては手渡しを早々にしたところもあったというのを聞いているので、その辺は、ここが期限までにそこまで進めるのかなというところが疑問なので、どうお考えなのでしょう。

特別定額給付金対策室長 給付金対策室長、山田と申します。

ただいまの質問ですが、実際に御高齢の方、まだ申請されていない方もいらっしゃるかもしれません。そちらに関しましては、今後、申請勧奨通知、直接通知を差し上げるんですけども、それでも申請ができないような方につきましては、国のQ&Aで、民生委員等を活用しての申請勧奨、そういったこともできるというふうになっておりますので、そちらのほうを検討して実施していけるのであれば、いきたいというふうには考えておりますが、ただ、民生委員を活用しての申請勧奨につきましては、国のQ&Aが2度発行されておりまして、2度目のほうについては、新型コロナウイルス感染に注意して行うようにというふうな指導が参っております。ですので、実際にそれができるかどうかというのは、ここではちょっと申し上げられませんけれども、そういった方も救済していけるようにうちのほうでも事務を遂行していければと考えております。

以上です。

原田議員 分かりました。

それで、民生委員の方すらお断りする御高齢の方がいらっしゃるって、何かちょっと聞いたことがあったので、何かの方法を考えていただいて、取りこぼしがないように、せつ

かくの10万円ですので。御高齢の方、もう本当、目も見えなくて、字も書けない方もいらっしゃると思うんですね。この関係に関しましては、他人が銀行口座を管理するわけにもいかないの、そのところもぜひ市民のためによろしくお願ひしたいと思っています。

すみません、もう一点なんですけれども、事業主とか個人事業主とかですかね、持続化給付金に関して、水戸市なんかでは専門の社会労務士、司法書士、行政書士などの相談窓口を設置しているようなんですね。やっぱり個人事業主、農家の方も支援されるということなんですけれども、なかなか申請が難しいところが大きく、私の知り合いの司法書士の方も、そこは事業主が時間と労力もったいないということで、そういう士業の方に頼む方もいらっしゃると思うので、相談窓口の設置、または士業に支払う申請依頼のところですかね、その補助金など、一部補填でもいいと思うんですけれども、そうすれば支援がもっと行き渡るのではないかなとは考えているんですけれども、そこはいかがでしょうか。

商工観光課長 商工観光課です。

ただいまの士業の方への補助とかが水戸市ほか、そうしたところで行っているということはこちらも確認はしております。先ほどの補助の交付金の第2次補正ということにもなるんですが、そういったものも行われているということも、あと、書き方がかなり難しいとか、そういった話が出ているということも伺っておりますので、またそれも今度の何かの施策の中での1つのものとは考えつつ検討してまいりたいと思っております。

あと、今段階では、持続化補助金につきましては、サポートセンターというものが国のほうで、この近辺ですと、水戸市、日立市、ひたちなか市でできておまして、そこだと入力補助もしていただけるということみたいなので、今現在ちょっとお話があった場合には、そういったところを御紹介しているという状況になっております。

以上になります。

原田議員 ありがとうございます。発信と、皆さんに周知していけるようによろしくお願ひします。

以上です。

大和田議員 足りない財源の中、財政調整基金等から出して、高く評価したいと思ひます。

そこで、市長に聞きたいなと思ひまして、ただいま新型コロナウイルス関連でも市長室にたくさんの方が訪問されていますし、御飯も各地で食べられているというのはお見受けいたすんですけれども、この市の独自支援策、そういったところで話を聞いて、周知されているのかと。また、そこで聞く話で、これで事足りているのかと。また、それからの今後の支援等の意気込みとか、今日の全員協議会の話を受けての市長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

市長 ありがとうございます。

役所全体としてできることも一生懸命やっていますし、私個人でできることも一生懸命

やろうと思ってやらせてもらっています。今日も皆さんからいろんなアイデアをいただきました。本当にこういう場で言うていただくと、非常に後押しされた気になりまして、例えばさっきの駐車場の一財で少し拡張するなんていうのも、もう今年はやらないほうがいいなという話は役所の中でも出るんですね。だから、今、財源をどうつくって支援していくかという、2次補正もありますから、様々なアイデアを今、職員の中で出してもらっています。そういうことを集めてぜひとも役に立つようにもっともっと頑張っていきたい。当然、今の出した政策だけで十分とは全然思っていないので、これからも頑張っていきたいと思っています。

花島議員 なるべく簡潔に聞きたいと思いますので、簡潔によろしくをお願いします。

まず、定額給付金、これ国のやるやつを那珂市が事務をやったわけですが、これで何かマイナンバーカードを使ったオンライン申請をかなり優遇するようなことをやっていたように思うんです。ちょっとそれについていかなものかなと思います。

それから、ほかの自治体なんかでは、それでちゃんとしたデータが入力されていなかったり、ダブって申請があったりとか、いろいろ混乱があったりとかしています。その点を那珂市ではどうだったのかということと、本当にあれでよかったのかということをお聞きしたいのが1つあります。

もう一つは、マスコミなんかでも話題になっていますが、紙で申請するときにはチェックを入れるというのがあって、あれが要らないときにチェックというので、混乱の種になりやすい、よく読めば分かるという話ではあるんですけども。それで、チェックがあるのに金額が外した金額になっていないようなものに対する市の対応というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

以上の2点をまずお聞きしたいです。

特別定額給付金対策室長 定額給付金対策室です。

1番のオンラインの申請を優遇しているように思えるという質問でございますが、国の申請システムであるマイナポータル、こちらの受付開始日が5月1日となっており、実際に市民の方が5月1日から申請できる環境となったということから、那珂市においては、この5月1日から申請受付を開始したということになっております。

続いて、希望しないのチェック欄ですが、希望しないのチェック欄につきましては、確かに数件、本当に数件です。那珂市でもチェック欄がある方がいました。このうち1件だけがあからさまな記載誤りだろうということで、こちらのほうで直接本人に連絡を取り、確認を取って、間違いであったという確認を取っているような事務を行っております。

以上でございます。

花島議員 いろんな補助制度があって、その中で要するに収入が減った場合という記述がたくさんあるんですね。それで、中には、一体どういうふうに減ったと、30%減ったとかいろんなことが書いてあるんですけども、いつからいつまでの収入をどういうふうに算定す

るのかというのが分からないのがあります。それは一体、その1年間を通して、前年度と今年度でいいんですか、今年度じゃない、税金だと1年ですよ、前年度ですか。その単位が分からないというのが1つです。

それから、農家の場合に、農業関係の支援で、前年の同月に比べてどうこうという話があるんですね。農業の性質というのは、季節作業ですから、その月によっていろいろ違うわけで、非常に少ない金額、もともと収入が少ない金額のところさらに何割になったと、非常に少なくなったから申請ということも可能なんですかとということ、この2点をお伺いします。

商工観光課長 商工観光課です。

主に何%減ったとかという場合には、例えばという話になりますと、今月、令和2年の6月であれば、前年の令和元年の6月の同年同月の差ということで、何%減ったかということで、その商工業の部分では見ていくところになっております。

議長 よろしいですか。

商工観光課長 すみません、あと、農業につきましては、同年同月とはなるんですけれども、そこは1年分ならしてでの差というふうに見るということになります。

以上です。

花島議員 そうすると、1年分ならずとなると、ある期間終わらないと見えないわけですよ。見込まれるという言葉があるので、何ていうのかな、そういう予想の計算はできることがあると思うんですが、結果として、その予想の計算はしたけれども、それを認定してくれるのかどうかというのが1つ。

それから、認定してもらったけれども、後になって、実際には収入がそんなに減らなかったというときにどうなるか。この2点をお伺いしたいです。

商工観光課長 あくまで書類上、その月だけを見ますので、月というかならしてのところで見ますので、認定ができる、30%から50%の給付金の部分であれば、認定すれば、その数字が合えば認定するということになります。

その後は増えても、特にそれは問題なく、そこでの認定が合えばということになります。

以上です。

花島議員 もう全然違う話です。いろんな施設が、今はこれから先、いろんなものが使えるようになると思うんですけれども、この施設をこれが使える、これが使えないというのはちょこちょこ変わりますね。若干、防災無線で放送はありまして、それで各施設にお問合せくださいという話をしているんですが、そういっても聞き取るだけですので、今まさにどの施設が何が使えて何が使えないかというのを全部はつきり分かるようになってほしいと思うんですね。インターネットか何かでさっと見ればすぐ分かるようになってほしいんですけれども、ちょっとぱっと私が市のホームページを見てもよく分からないんです。いついつ何が決まったということは羅列的に書いてあるんですけれども、その辺は見

方が悪いのか、それとも遅れがあるのか、やっぱり各施設に疑問があったら問合せしてくれなければ困るという話なのか、その辺をお伺いしたいです。

企画部長 お答えします。

施設が開いている、開いていないの情報も含めて、市が何をどういうふうに関後決めていくかというのは、基本的には市の対策本部会議で決定をします。定例でいうと月曜の夕方に開催をしております。そこで決まったことを市民に速やかに周知するために、次の日には速やかにホームページ上に掲載する原稿を考えて、全庁的にこれでいいかという確認をした上で、可能であれば次の日の夕方に、遅くても翌々日の朝には情報発信をするように心がけていますので、最新の情報がアップできるような体制では整えております。

御指摘があった、なかなかホームページのトップページに入っても、どこをどう見れば、分かりづらい状態になっているんじゃないかという御指摘がありましたけれども、実はそういった形で積極的に情報発信をしてきたんですが、周知事項がどんどん積み重なって、非常にたくさんになりすぎてしまったという状況で、私もつい最近なんですけれども、見返してみると、もうちょっと今までの整理の仕方では市民にとって見づらいという状況だと思ったものですから、見出しの掲載、分類分け等も含めて見直しをして、見やすいように改善をしてくれという指示をしまして、恐らく昨日、おとといあたりからですかね、ちょっと見やすいように体裁を整えましたので、また見ていただければありがたいと思います。

花島議員 ありがとうございます。

確かにいついつ何をやると、何が決まったということは出ているんですよ。でもそれは羅列なんで、今、当該の施設で何かというのが分からないということなんで、多分こちらの意図を酌んでくれたので、よろしくお願ひしたいと思います。

あともう一つ、何かあったな。たくさん聞きたいことがあって、メモを忘れちゃったんで、すみません。あとは、別に担当課ごとに質問に行くようにいたします。

議長 ほかにないですか。

(なし)

議長 なければ、この辺で終了したいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策については、以上をもちまして終了といたします。

本日は長時間にわたりまして、大変御苦労さまでございました。

これにて全員協議会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会（午後5時16分）

令和2年9月3日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎